

衆議院 総務委員会 議 録 第 十 号

平成二十五年六月四日(火曜日)

午前九時三分開議

出席委員

委員長 北側 一雄君

理事 田中 良生君 理事 土屋 正忠君

理事 徳田 毅君 理事 橋本 岳君

理事 山口 泰明君 理事 原口 一博君

理事 東国原英夫君 理事 伊藤 渉君

理事 安藤 裕君 井上 貴博君

今枝宗一郎君 大西 英男君

鬼木 誠君 門山 宏哲君

木内 均君 北村 茂男君

小島 敏文君 小林 史明君

清水 誠一君 瀬戸 隆一君

田所 嘉徳君 橘 慶一郎君

中谷 元君 中村 裕之君

長坂 康正君 堀内 詔子君

牧島かれん君 宮路 和明君

湯川 一行君 小川 淳也君

奥野総一郎君 黄川田 徹君

福田 昭夫君 岩永 裕貴君

上西小百合君 中田 宏君

馬場 伸幸君 松浪 健太君

濱村 進君 佐藤 正夫君

塩川 鉄也君

総務大臣 新藤 義孝君
(地方分権改革担当)
内閣府副大臣 西村 康稔君
総務副大臣 柴山 昌彦君
内閣府副大臣 坂本 哲志君
総務大臣政務官 橘 慶一郎君
兼内閣府大臣政務官 北村 茂男君
外務大臣政務官 城内 実君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 占部浩一郎君
政府参考人 (内閣府道州制特区担当室長) 青木 信之君
政府参考人 (総務省大臣官房地域力創造審議官) 関 博之君
政府参考人 (総務省行政評価局長) 宮島 守男君
政府参考人 (総務省自治税務局長) 佐藤 文俊君
政府参考人 (総務省自治税務局長) 株丹 達也君
政府参考人 (総務省情報流通行政局郵政行政部長) 鈴木 茂樹君
政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 大木 高仁君
政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 山野 智寛君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 高島 泉君
政府参考人 (防衛省大臣官房審議官) 宮園 司史君
政府参考人 (防衛省防衛政策局次長) 眞部 朗君
参考人 (日本放送協会会長) 浜田健一郎君
参考人 (日本放送協会理事) 松本 正之君
総務委員会専門員 福井 敬君
阿部 進君

井上 貴博君 牧島かれん君
小林 史明君 小島 敏文君
田所 嘉徳君 鬼木 誠君
中村 裕之君 堀内 詔子君

同日 補欠選任 田所 嘉徳君
同日 補欠選任 小林 史明君
同日 補欠選任 中村 裕之君
同日 補欠選任 安藤 裕君

同日 補欠選任 井上 貴博君

同日 補欠選任 安藤 裕君

同日 補欠選任 井上 貴博君

同日 補欠選任 安藤 裕君

同日 補欠選任 井上 貴博君

同日 補欠選任 安藤 裕君

同日 補欠選任 井上 貴博君

同日 補欠選任 安藤 裕君

同日 補欠選任 井上 貴博君

同日 補欠選任 安藤 裕君

同日 補欠選任 井上 貴博君

同日 補欠選任 安藤 裕君

同日 補欠選任 井上 貴博君

同日 補欠選任 安藤 裕君

同日 補欠選任 井上 貴博君

同日 補欠選任 安藤 裕君

同日 補欠選任 井上 貴博君

同日 補欠選任 安藤 裕君

同日 補欠選任 井上 貴博君

同日 補欠選任 安藤 裕君

同日 補欠選任 井上 貴博君

同日 補欠選任 安藤 裕君

同日 補欠選任 井上 貴博君

同日 補欠選任 安藤 裕君

同日 補欠選任 井上 貴博君

同日 補欠選任 安藤 裕君

同日 補欠選任 井上 貴博君

同日 補欠選任 安藤 裕君

同日 補欠選任 井上 貴博君

同日 補欠選任 安藤 裕君

同日 補欠選任 井上 貴博君

同日 補欠選任 安藤 裕君

同日 補欠選任 井上 貴博君

同日 補欠選任 安藤 裕君

同日 補欠選任 井上 貴博君

第一類第二号 総務委員会議録第十号 平成二十五年六月四日

す。

本日は、限られた時間ということで、道州制として税、大きく二点について質問をさせていただきます。

道州制につきましては、平成の時代に入って、大前研一先生の「平成維新」の中で、日本の国の形を変えるということで道州制というのが大きく打ち出されて以降今日に至っているというふうに思いますけれども、その中で、北海道、道州制特区というふうなことで、平成十八年、閣議決定以降、十九年から道州制特区がスタートいたしました。

この道州制特区のタウンミーティングということで北海道各地で説明会が開催されましたけれども、そのときには、バブル崩壊ということもありました、地方財政も大変厳しい、それから道内の企業の経営も大変厳しい。そういう状況の中で象徴的に言われたのは、国の権限を北海道、北海道の権限を市町村というふうなことで、今思い出せば、一級河川、国が管理している河川を北海道の方に移譲しようということになりましたら、人も予算も移譲していかなければいけない、また、それを受ける側の北海道や、また北海道から移譲される市町村という立場に立ったときに、それが移譲されたときに、財政的に将来の担保がどこまでできるのかというふうなことで、まずは景気回復、あるいは地方財政が健全な状況になって初めてこの権限移譲ということがあるべきではないかというふうなことで、これは正直申し上げまして、全道各地で反対、反対の非難がすごうだったんです。しかし、これは法律ができましたから、まずは試行的にしていこうというふうなことで、北海道を初めとして、道州制特区というふうなことで、そのときの法律の中で言われているのは、三つ以上の都府県の区域、ですから、今の道州制で言われている、県がそれぞれ三つないし四つ、日本全国を十とか十三ブロックに分けるというふうなことで、北海道は北海道ですけれども、それと同時に、三つ以上の都府県が一つにまとまるという

ことでいった場合の特定広域団体というふうなことが、法律に二つ試行的に掲げられていたわけですが、

平成十八年、十九年から今日まで六年経過しておりますが、この六年経過の中でどれぐらいの実績があつて、そして、それに対して、これから道州制に行こうとするならば、試行的にした今の道州制の特例の方、これについての評価ということ、まず最初に伺わせていただきたいと思っています。

○青木政府参考人 平成十九年に施行されました道州制特区推進法のこれまでの成果についてということですが、道州制特区法制定時に、商工会議所に対する監督権限の一部など四つの事務と、お話にもございました四つの直轄事業の移譲、合わせて八件の事務事業の移譲が行われたわけでございます。

その後、五次にわたり北海道の提案をいただき、権限の移譲の追加が二件、権限移譲ではございませんでしたが実務上対応させていただいた案件が十三件、全国的な措置につながった件が七件ございます。

道州制特区により移譲された事務事業につきましては、従来から北海道が実施していた事務事業との一体的な実施によりまして効率的な執行が図られていた例や、あるいは、事務の処理期間の短縮化という点で利用者の利便が図られた、そうした成果が出ている一方で、権限移譲が関連する事務の一部が国にとどまるといったような場合には、申請者が国と道の双方の窓口に対応する、そうした課題もあつたというふうに評価されております。

こうした成果あるいは課題を踏まえまして、引き続き、北海道の提案を踏まえ、道州制特区について対応してまいりたいと考えております。

○清水委員 北海道については、結果として八つといながら、全国的に権限移譲その他もできていたということで、おおむね北海道の提案についてはかなえられるものはかなえられた。しかし、そのかなえられなかった部分、これは、

例えば、観光面で、特定免税店制度の創設ですとか国際観光振興業務特別地区、こういうような観点で第二次の段階で提案をしておりますけれども、今進展がしていないというふうなことで、北海道もこの特区の提案については、委員会を設けて、また議会を通して提案をしてくれているんですね。ですから、そういう面を考えていったときに、やはり今かなえられていない部分についても早急に検討していただきたいというふうに思います。

また、先ほどお話をした特定広域団体、これから道州制を進めようというところであるならば、少なくとも県二つないし三つがこれからどうやって一緒に広域行政の中でブロック、ゾーンを形成するか。そういうようなことについて今お話はあります。道州制特区がスタートしているということではなくて、これをモデルケースとして将来の道州制に結びつけるというふうなことにいった場合に、少なくとも今日の時点ではやはり県二つないし三つが共同の歩調をとる、そういう動きということがあつてはしかるべきだということに思います。

ただいま申し上げました二点について、いまだ度お答えをいただきたいと思っています。

○青木政府参考人 答え申し上げます。

道州制特区推進法では、お話にもございましたように、北海道及び三つ以上の都府県が合併をして、自然、経済、社会、文化等において密接な関係がある、そういう地域を一体と考えられる場合においては、特定広域団体ということで、同様な措置を受けられる仕組みになっておりますが、現在までそうした案件が生まれてきていないというのが実情でございます。

また、お話にございました平成二十年の北海道からの提案、特定免税店制度の創設と国際観光振興業務特別地区の設定でございますが、道州制特区推進法は、将来の道州制導入の検討に資するためのものという性格でございますので、この法律に基づき講じる措置につきましては、今申し上げます、三つ以上の都府県が合併した場合も含め

て、道州制特区法上の全ての特定広域団体に適用し得るものであることが前提となっております。

したがいまして、特定免税店制度の創設等について、北海道のみを対象とする特例をこの制度において措置することは難しい、そういうことから、北海道の御提案の趣旨を実現するため、別の手法をとり得ないか検討するといった整理がなされて、平成二十一年度税制改正におきまして、特定免税店制度の創設について、国土交通省及び内閣府において、北海道に限る措置として要望を行ったのでございますが、実現に至っていないというのが現状でございます。

なお、特定免税店制度の創設の内容も含む北海道観光振興特別措置法案が議員立法により提出された経緯がございまして、また、現時点においても与党において検討が進められているものと承知しております。

○清水委員 免税店制度は大変難しいということについては、今、北海道ブロックを初めとして、佐田先生を中心に行っておりますので、省庁としてもぜひ後押しをお願いしたいなというふうに思います。

道州制については、ただいまも御答弁いただきましたように、今進めようと思つても、現実的に、府県の合併になるような、そういう動きにはなっていないというふうなことで、今自民党としても基本法案をつくる、提出するとういうような状況ですけれども、今後これが道州制にスタートをしていくということになりましたら、市町村の合併を含めて行つていかなきゃいけない。市町村の合併ということになりますと、やはり三十万人規模とかというところになれば、新たな市町村同士の、基礎自治体の中央集権体制というものが惹起するんじゃないかというように、不安というのか、そういうような状況になっていったときに、せっかく中央集権体制を打破しようという中を、地方の中で新たな中央集権体制になっていくんじゃないか。

また、北海道は今、合併も一段落して、今後、町村合併があるのかという点、大変厳しい状況、そういう中ではありますが、今後の道州制に向けてどのようなプロセスを歩んでいくのか、ぜひこの件については大臣からも伺いたいというふうに思います。

○新藤国務大臣 まず、答弁する前に、あれは先週でしたね、札幌にお邪魔いたしました、大変にいろいろとお世話になりました。中村委員を含めて清水委員と北海道の皆さんの本当に元氣な、そしてまたおらかな対応で、私も、意義あるものとなりましたことにお礼を申し上げたいというふうに思います。

今の道州制にかかわる問題は、これは根本的な問題点だというふうに思います。そして、今地域の皆さん、地方の自治体の方々からいろいろな心配や不安の声が上がっているということは事実であります。町村会からはもう既に反対という声が出ておりますし、市長会や知事会でもいろいろな議論があるということであります。私は、当然だと思えます。

道州制というのは、これは国の統治機構を根本から変える大改革です。そしてそれは、国と地方のそれぞれの役割分担を見直し、そこに住む人たちのサービスを向上しつつ行政を改善し、かつまた国家としての統治機能を強化する、こういう大改革であります。

戦争が終わって、復興から成長へ、そして地方の均衡ある発展、こういったものを我々の先輩がつくり上げてまいりました。その地方制度は有効であったと思うんです。それがゆえに、これだけの高度成長をなし遂げたわけですが、しかし、バブルがはじけて以降、我々は先行きを見失っているという状態があるわけです。その中で出てきたこの統治機構の変更については十分な国民的議論が必要だ、それから精緻な設計が必要だ、このように思っています。

今与党の方で御検討いただいている道州制の基本法というのは、まさにその議論をしていきま

しょう、そのための基本を法律として定めるものであります。ですから、これは党においても丁寧な作業をされているというふうに思いますし、私たち、道州制担当大臣というのを私も拜命して、これは安倍内閣として進めるという意思のあらわれであります。しかし、その進め方については、いろいろな声に耳を傾けて、そして、さまざまな研究を行いながら着実に対応していきたい、このように考えております。

○清水委員 与えられた時間ももう数分になりました。

ただいま道州制について、党としても基本法案というふうなことになりますけれども、町村会を初め市長会、知事会、まだ見えていないところがあるということ、まずは地方の自治がしっかりとしないことにはやはりこの問題はできないというふうなことでありますので、今後、我々北海道もいっしょにがんばるわけにいきません。ですから、元氣を出していかなきゃいけないというふうに思います。

最後に、質問をさせていただきたいと思えます。まずは、税についてですけれども、東京の方を初め大都市の方には大変感謝している税であります、地方法人特別税また譲与税ということで、これを新たに平成二十年度から導入させていただき

ました。

北海道は、正直言いまして、六百五十七億円、通常の法人事業税から見ると、それだけふえていくというふうなことで、何とか元氣に頑張っているところですから、ただ、この税の創設のときに、二兆六千億、消費税の譲与が1%ということなものですから、これに近づけるというふうなことであります。

しかし、現実には一兆五、六千億しかないというふうなことで、ぜひこれを二兆六千億に近づけていただきたいということ、これは要望ということにさせていただいて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○北側委員長 次に、福田昭夫君。

○福田(昭)委員 民主党の福田でございます。

きょうは、一般質疑ということなものですから、最近、特に気になっていることに対して、政府の考えをただしてまいりたいと考えておりますので、それぞれ簡潔にお答えをいただきたいと思えます。

まず最初に、定住自立圏構想についてお伺いをいたします。

一つ目は、定住自立圏構想の目的と取り組み状況について、現在どんなふうになっているのか、お答えをいただきたいと思えます。

○閣府参考人 お答えいたします。

定住自立圏構想でございますが、集約とネットワークの考え方に基きまして、中心市と周りの市町村が相互に役割分担をし、連携協力することによりまして、圏域全体で必要な生活機能などを確保して、地方圏における定住の受け皿を形成する施策でございます。

平成二十一年度から全国で本格的にスタートいたしました。現在、七十四圏域、延べ三百三十団体が定住自立圏が形成されるなど、取り組み団体の数は着実に増加してきております。医療、福祉、地域交通など、さまざまな分野で取り組みが進められていくところでございます。

○福田(昭)委員 非常に重要な取り組みだというふうに思っておりますが、今回、多自然拠点都市構想について、このモデル都市を指定して、実証研究をいたしました。その成果はどうだったか、お尋ねをいたします。

○閣府参考人 お答えいたします。

通常の定住自立圏構想では、中心市のオフィスあるいは工場に周りに通勤することを想定いたしまして、中心市の要件を昼夜間人口比率一以上と定めていたところでございます。

一方、今お話のありましたような地域、周りの市町村に豊かな自然を生かした就業の場があることなどから、周辺の市町村に逆に通勤をする、そういう逆の流れの圏域もあるところでござい

まします。

て、このような圏域につきましては、中心市の昼夜間人口比率が未満足となっておりますけれども、圏域全体で集約とネットワークによる機能連携を図るということは十分できる地域でございますので、定住自立圏と同様に取り扱いすることとしたところでございます。

○福田(昭)委員 今、昼夜間人口比率が一を下回った地域でもその圏域の中心都市として十分機能できる都市について、今回、定住自立圏の一つとして認めたということでございますが、今回の指定で、全国で幾つ自治体が指定されたのですか。

○閣府参考人 お答えいたします。

今の要件に該当するところは、全部で十四圏域であると承知しております。その中で、これから取り組みが進められていくことだと存じます。

○福田(昭)委員 この取り組みは、私が野党時代から提案をしていた事柄でございます。私どもの栃木県においては、那須塩原市と私の地元の旧今市市が実は指定されたということで、この取り組みを地元の自治体でも大変喜んでおりますので、今後、すばらしい定住自立圏共生ビジョンを策定してくれることを私も期待しているところでございます。

三つ目は、定住自立圏への支援策について、特別交付税、地域活性化事業債、定住自立圏などの推進調査事業などの支援策がございまして、けれども、この支援策をこれからさらに充実させていく考えがあるのか、その辺のところについてお伺いをしたいと思います。

○閣府参考人 お答えいたします。

最初にお話し申し上げましたように、制度をつくりましてからちょうど四年が経過しております。各圏域でさまざまな取り組みが進められていくと承知しております。それぞれの団体につきまして、具体的に実情やいろいろなニーズをまた十分に把握した上で、この定住自立圏に対する支援策のあり方を私どもも検討してまいりたいと思

ております。

また、あわせまして、現在、私どもの地域の元氣創造本部というところで、地域の元氣創造プランというものをつくっております。その中で、民間活力の土台となります地域活性化インフラプロジェクトというところで機能連携広域経営型プロジェクトということで、市町村の枠を超えまして、一つの圏域、シティーリージョンという言葉が出ておりますが、その全体の高度化を目指して、医療や雇用や教育など、そういう分野におきまして、人、物、金の流れを強化するためのインフラを計画的に整備しようというプロジェクトを検討中でございます。

今後、定住自立圏とかの圏域におきまして、こういうプロジェクトに手を挙げるといいますか、いろいろ御提案がございましたら、我々も受けとめまして、検討してまいりたいと考えております。

○福田(昭)委員 政府は、実は長年にわたって過密過疎の解消というに取り組んできたわけですが、それがなかなかうまくいかなかったということでもあります。この定住自立圏構想を何としても成功させて、地方が元氣な日本をつくってほしいなと思っておりますので、ぜひ総務省の皆さんには頑張ってもらいたいな、こう思っております。

次に、T P Pへの参加についてお話を伺います。一つ目は、日米の事前協議についてでございます。四月の十二日に日米の事前協議が終了したわけでありまして。この事前協議は完全な日本の敗北だ、こう言われておりますけれども、政府としてはどう認識をしていらっしゃるのか、お答えをいただきたいと思います。

○城内大臣政務官 お答えいたします。

四月十二日の日米合意におきましては、まず、T P Pでは、包括的で高い水準の協定を達成していくことを確認するとともに、日米が経済成長促進、二国間貿易拡大及び貿易・投資等のルールの強化のため、ともに取り組んでいくこととしております。

この目的のため、日米は、T P P交渉と並行して、幾つかの分野における非関税措置に取り組むこととしております。

また、今般の協議では、米国が長年懸念を継続して表明してきた自動車分野についても協議が行われました。その結果、まず、両国政府は、T P P交渉と並行して、日米間で自動車貿易に関する交渉を行うことといたしました。

また、米国にとってセンシティブな自動車関税に關して米国としての交渉上の立場が示されたことに対して、我が国としてもこれを確認いたしました。

同時に、我が国にとってセンシティブな農産品に關して、T P P交渉において、日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった二国間貿易上のセンシティブティーが両国にあることを認識しつつ、日米がともに緊密に取り組んでいくことを確認したところであります。

こういった状況でありまして、国益を守る合意であったというふうに認識しております。

○福田(昭)委員 それは違うんじゃないですか、城内政務官。それは全く違うんじゃないですか、日本とアメリカの報道は全く違うんですね。日本政府はそう発表していますよ。しかし、アメリカのU S T Rはそんな発表をしていないんですね。合意したのは、日本がT P Pに参加する場合、包括的で高い水準の協定の達成を目指すということだけ実は合意をしたということで、安倍総理の守るべきものは守ると約束してきた、米とか麦とか牛肉、豚肉とか乳製品などの重要農産物の関税撤廃の聖域の確保については実は何の確約もしておりませんよ。それは確認しておりますか。

○城内大臣政務官 御指摘の点でございますが、いずれにしましても、日本には一定の農産品、アメリカには一定の工業製品といった二国間貿易上のセンシティブティーがあるという確認はしたところでございます。

また、米側が発表した文書もござりますけれども、あくまでT P P交渉に関する日米協議の合意

は四月十二日の佐々江駐米大使とマランティスU S T R代表代行の間で交換された書簡が全てでありまして、米国政府も独自に文書を国内向けに作成して発表したというところは承知しておりますが、これはあくまでも先方が国内説明用に作成した文書でありまして、日米間の合意文書ではありません。

性／貿易円滑化、投資、知的財産権、規格・基準、政府調達、競争政策、急送便及び衛生植物検疫措置といった九つの分野における非関税措置に取り組むことで合意いたしました。

以上です。

○福田(昭)委員 もっとわかりやすく私から言いますけれども、まず、牛肉の輸入の規制緩和、入場料として払ったものの一つ。それからもう一つ、かんば生命の新規商品は販売を中止する、二つ目。三つ目が、自動車の輸出と輸入です。日本の自動車の関税は長期間にわたって維持をする。したがって、乗用車は五％、トラック二五％の関税は十年以上維持されるということでありまして。逆に、輸入する車は、車種ごとに、車の種類ごとに二千台から五千台、つまり五千台掛ける車種の分だけ、何万台実は輸入するようになるかわからないんですよ。いかがですか。そういうことを約束したんじゃないですか。

○城内大臣政務官 いずれにしましても、日米合意というのは四月十二日の書簡に表明されているとおりでございます。今委員御指摘されました牛肉については、その合意の中には入っております。

自動車は入っておりますし、また、かんばについて、これは麻生副総理兼財務大臣が閣議後の会見で述べられておりますけれども、これは日米合意とは関係ないものであって、あくまでも、かんば生命と他の保険会社との適正な競争関係が確立され、業務の適切な遂行体制が確保される必要があり、そのためには数年かかるという認識を述べたものであって、かんば生命につきましても、日米合意のパッケージの一部であるという誤解をされていうようでありまして、それは関係ないというふうに思っております。

○福田(昭)委員 そんな特攻隊みたいなことを言ったってだめですよ。T P Pへの入場料として、先ほどちょっと答えていただいたけれども、アメリカに二国間協議で、まず何を差し出したんですか。

○城内大臣政務官 差し出したという表現は余り適切ではないと思っておりますけれども、非関税措置に關する並行交渉については、日米協議の結果、両国政府は、T P P交渉と並行して、保険、透明

○城内大臣政務官 差し出したという表現は余り適切ではないと思っておりますけれども、非関税措置に關する並行交渉については、日米協議の結果、両国政府は、T P P交渉と並行して、保険、透明

今回、最大の、最も重大な敗北は何だというふうに言われていると思いませんか。

○城内大臣政務官 米国側がかんば生命に対する関心を持っているということは承知しておりますけれども、あくまでもこの四月十二日の日米合意の書簡が全てでありまして、そういった観点から、これは日米合意のパッケージの一部ではないというふうに考えております。

○福田(昭)委員 マランティスは勝利宣言しているんですよ。

重大な敗北は、先ほどから城内政務官が答えられておりますけれども、自動車分野を初め、保険とか投資とか知的財産権などの非関税措置について、日米の二国間協議をして、TPP交渉妥結までまとめるという約束をさせられたことじゃないですか。その約束も、対象分野は今後ふやせるという一文まで書かされたことじゃないですか。それが重大な敗北じゃないですか。どうですか。

○城内大臣政務官 まさに日米交渉をこれから行つてまいりますので、まだ結果が出ていないのに敗北であるという結論を出すことは適切ではないと考えております。

○福田(昭)委員 まだそんなことを言っているんですか。

日本が交渉、それこそルールメイキングに加わるのはいつですか。

○城内大臣政務官 日本がTPP参加国となった暁には、主要なルールメーカーの一つとして、他国と協議をしながらしっかりとルールメイキングに積極果敢に参加する所存であります。

○福田(昭)委員 残念ながら、そんな機会は与えられないんですよ。

最短で参加できるのはいつですか。七月の、予定されている二十三、二十四、二十五。もし、九十日間ルールというのがあるって、参加が認められたとしても、最大限二日か二日半でありますか、その中でどんな交渉ができるんですか。

○城内大臣政務官 まだ交渉は行っていませんので、仮定の質問にお答えするのは余り適切でないと思います。繰り返になりますけれども、日本としては、攻めるべきところは攻め、守るべきところ

は守り、しっかりとした交渉力で結果を出していく所存であります。

○福田(昭)委員 アメリカは、安倍総理はただ決まったことに対してサインをするだけで承知をした、参加を表明した、こう言っていますよ。どうですか。

○城内大臣政務官 さきの衆議院選挙でも、聖域なき関税撤廃を前提にする限り、TPP交渉参加に反対するという公約を高らかに掲げておりまして、それ以外にも、自民党はJ-FAイルに五つの判断基準を示し政権に復帰したわけでありまして。選挙でお約束したことは、決してたがえることはありません。

繰り返しになりますけれども、攻めるべきところは攻め、守るべきところは守り、積極果敢に国益を最大限守るといふ所存であります。

○福田(昭)委員 城内政務官、今重大なことを言いましたよ。選挙で約束したことはたがえませんか。それはまるっきり、すぐうそになりますからね。それはよく覚えておいた方がいいですよ。

次に、二つ目の、参加した場合の影響についてお伺いをいたします。

政府は、参加した場合の影響試算について、関連産業や雇用も全く含めない、いかげんな試算で参加を表明したけれども、それをどう考えておりますか。

○西村副大臣 我々は、国際的に認められたGTA Pモデルというものを使って試算しております。御案内のとおり、関税撤廃だけをまず、関税撤廃という前提、即時撤廃という前提、それから追加的な国内対策は計算に入れないという極めて単純化した前提を置いての計算でありますけれども、これで、実質GDPは〇・六六％、三・二兆円底上げをされるという試算を行っております。ちなみに、このGTA Pモデルというモデルは、国際的に認められている唯一のモデルだと思います。思いますけれども、これは、雇用数全体は関税の撤廃前後で変わらないという前提を置いておりますので、雇用がどういふようになるかという

ことについてはこのモデルでは評価はできませんけれども、一般的に言えば、GDPがふえますのでその分雇用も増加をして、一定程度の雇用への波及効果が期待されるというふうに考えております。

○福田(昭)委員 それでは、西村副大臣、TPP参加交渉からの即時脱退を求める大学教員の会というのができています。その教員の会がした試算を御存じですか。

○西村副大臣 承知しております。

○福田(昭)委員 この教員の会の試算と政府の試算とどう違いますか。

○西村副大臣 まず、私どものモデルは、先ほども申し上げましたけれども、各国と共通のGTA Pモデルというものを使って、各国の関税がなくなるという前提で、それで総合的にどういふ影響があるかというものを試算したものでありますけれども、この大学教員の会の試算は、日本一カ国だけの産業連関表を用いていますので、ほかの国の関税が下がるという効果があらわれてこないという、まずそこは大前提としてあります。

それから、毎年の農産物の生産減少額、これは私どもと同じ約三兆円減少するということを前提に置いているようでありますけれども、このことのみを入れた試算でありますので、先ほどの繰り返しになりますけれども、他国の関税撤廃により輸出がふえるとか、あるいは輸入品の値段が下がって実質所得や消費がふえるとか、そういった経済全体への影響は考えずに、農林水産物の輸入の増加だけが国内生産の減少に与えるという試算をされているというふうに承知をいたしております。

○福田(昭)委員 そういう言いわけをするわけですが、しかし、やはり雇用への影響というのは避けられないと思いますし、大学教員の先生方は農家の所得の減少まで試算をしているんですね、基本的に。ですから、そういう大学教員の会の試算との差というのは歴然としておりまして、GDPは十・五兆円減って、雇用も百九十万人も

減る、関連産業も含めてそういう試算をいたしております。政府の試算とは大きな違いでありまして、こうしたものはやはりしっかりと統一の試算を、実は政府がなかなか本格的にやろうとしない。

それからさらに、多分、自民党からも要望があるんだと思いますが、都道府県別にどういふ影響があるのか試算をするようにと要望されているようでもありますけれども、政府は一向にその試算もしない。そういう、本当に十分な検討もしない中の参加表明ということになっておりまして、そこは私は非常に不安がいつぱいだと思います。

ところで、参加したらどんなメリットがあるんですか。

○西村副大臣 TPPは、このアジア太平洋地域において、貿易のルール、あるいは投資のルール、先ほど来御指摘のある知的財産、あるいは政府調達、こうしたさまざまなルールを決めていくことになりましたので、これは、途上国であるベトナムとかマレーシアとか、WTOのいろいろなそういうルールについても、まだ加盟をしていない国々も含めて、こうした国々との間で高いレベルのそういう投資とか知的財産とかのルールも決めていきますから、そういう意味では、日本の企業が国際的にこのアジア太平洋の地域で自由に活動ができて、その分の国内GDPへの大きなプラス、国内経済への大きなプラスというものが考えられるというふうに思います。

○福田(昭)委員 それは違うんじゃないですか。政府の統一試算で見ても、GDPがふえるのは十年でやと三・二兆円でしょう。だから、それほどの大きな効果はないんじゃないですか。

三つ目の、TPPの本質と問題点についてお伺いをしたいと思います。TPPの本質がどこにあつて、問題点はどこにあるとお考えなのか、お答えをいただきたい。

○西村副大臣 先ほどの私どもの政府の試算は、関税撤廃のみをした試算でありますので、知的財産で日本の企業のさまざまな製品が守られるとか

投資が保護されるとかというところは、残念ながら、そういうものを図るモデルがまだ統一したものがないのですから計算ができておりませんけれども、そうした面での大きな効果もあるというふうに認識をしております。

それから、メリットと問題点ということでありますので、問題点という課題としていえば、それぞれの国にそれぞれの国柄というものがあったて、我が国は我が国の、まさに、各地域の農村の伝統文化があったり、美しい田園風景があったり、あるいは世界に誇る国民皆保険というものがある社会保険制度があります。こうしたものを交渉の中ではしっかりと守っていくというのが前提でありますので、そういう意味では、こうしたことを、交渉の中で日本の主張をしつかりして、国益を最大限実現していくことだと思えます。

○福田(昭)委員 TPPに入るということは重大な決断ですから、日本の国の形まで変えてしまうような大きな決断ですから、やはりもっと慎重な検討が必要だと私は思うんですね。

TPPは、問題なのは、大きく言って三つあります。

一つは、何といっても秘密主義です。交渉を十七回やっても、なかなか交渉の中身が伝わってこない。秘密主義。これは、情報が伝わったら潰されるから情報を出さないわけですよ。全く秘密主義。それから二つ目は、投資家や企業の利益を最大化する仕組みだということです。投資家や企業がISD条項をもって政府を超える、国家を超える、そういう非常に民主主義的でない企業の利益を求めるやり方だ。さらに三点目は、ブロック経済をつくるということであります。まさに、自由貿易に反するようなブロック経済をつくる。これがTPPの本質であって、大変な問題点だと思えます。

先ほど申し上げたように、九十日間ルールというのは今アメリカにないそうです。なぜ、それでは九十日間ルールがあたかもあるように言われているのか。それは、日本にルールメイキングに参加

加させない、そのためにオバマ大統領が九十日間ルールがあるように言っているようでありました。したがって、日本は、七月の後半からもし参加できたとしても、ルールメイキングに参加できない。ただ安倍総理はサインするだけ、こういうことになるんですよ。

この秘密主義、まさに、そのことについてどう考えておりますか。

○城内大臣政務官 今委員、秘密主義とおっしゃいましたけれども、二国間、そして多国間の交渉事につきましては、相手国との関係もありますので、その交渉の内容を公開するということは、一般論として言えば行われておらず、適切ではありません。

以上です。

○福田(昭)委員 そうやって逃げるんではないけれども、それでは、ISD条項についてどう考えておられますか。

○西村副大臣 これは、以前にも議員と議論させていただいたことがありますけれども、これまで日本が結んできた投資協定においても幅広く採用してきておりまして、御案内のとおり、二十四の協定の中に、EPAも含めて、このISDS条項は含めております。

これは、国会承認をいただいてこの協定締結をしているところであります。基本的には、投資家と投資受け入れ国の間で何か紛争が起きた場合に、国際仲裁を通じて解決していく、そういうルールを決めたものでありますので、日本企業が海外で投資をして活動する場合、保護されるということ、非常に有効なものと考えております。

TPP交渉においては、投資の保護と、それから、御指摘、御懸念の点だと思えますけれども、国家の規制権限の確保との間のバランスを保つというところで、この手続の濫用を防ぐための規定が検討されておるといことも承知をいたしております。

いずれにしましても、我が国の規制権限、それから海外で活躍する日本の企業の保護という両面

を勘案しながら適切に対処していきたいというふうに考えております。

○福田(昭)委員 このISD条項は、米国とオーストラリアのFTAには入っていないんですよ。先進国同士の自由貿易協定には実は入っていないわけですよ。したがって、今回もきつと、オーストラリアがTPP交渉の中で反対していると思うんです。ISD条項については、

本当の自由貿易というのは、関税も非関税も、例外を認め合う、その国の守るべきものをしっかりと認め合う、そういう自由貿易にしたいと思ふんです。TPPも、本当に自由で包括的な、高レベルな自由貿易協定を結ぶんだとしたら、そういう自由貿易協定を結んだらいいと思うんですが、いかがですか。

○西村副大臣 TPP交渉の中には、いわゆる新興国、途上国も入っておりますので、ISDS条項をどういうふうに扱うかというのは、我々まだ交渉に入っておりますものではつきりしたことは言えませんが、交渉に入つた後、適切な形で対応することになると思えますし、オーストラリアがアメリカとの関係で二国間の中に入れているという点も承知をしておりますし、ISDS条項には非常に慎重な立場ではないかということ、これは仄聞をいたしております。

いずれにしても、何度も繰り返しますけれども、このアジア太平洋地域で投資とか貿易とか知的財産を守るとか、そういったルールを決めていく、そういう意味で、高い、包括的な協定にしていこうというところ、これは我々も合意をして参加をしようということでもあります。

その中で、もちろん、それぞれの国の国柄というものがあるわけでありまして、日本には日本の守るべきものがありますから、これは交渉の中でしっかりと確保していきたい、実現していきたいというふうに思っています。

○福田(昭)委員 アメリカのパブリックシンチズンの貿易担当のロリ・ワラック女史、弁護士はこう言っています。日本の皆さん、TPPに入っちゃ

いけませんよ、アメリカという国は足が二本もあるようなタコのような存在です、だから、どこでも足を伸ばしていつて吸い取ってしまいますよ、だから入っちゃいけません、こう言っています、いかがですか。

○西村副大臣 その言葉は承知をしておりますけれども、もちろん、交渉ですから、お互いに、それぞれの国がそれぞれの国の国益を実現すべく交渉するわけでありまして、しっかりと日本としても心して交渉をしなければいけないと思えます。

一方で、多国間の交渉でありますから、これはいろいろな形で、マルチの場であるいろいろな国々の主張を統合していくわけでありまして、アメリカの主張のみが全部通るということでもないと思えますのでこれはしっかりと、アメリカともしっかりと交渉するし、ほかの国ともしっかりと交渉して、日本の国益を実現してまいりたいというふうに思っています。

○福田(昭)委員 アメリカとの交渉の中でなかなかそんなふうにはうまくいってはいませんけれども、仮に、もしTPPに参加をして、日本の経済社会が疲弊をした、超格差社会が生まれて、多くの人が何をして生活したらよいかわからなくなってしまう、国家主権までもなくなってしまうときに、安倍内閣は後世の歴史家からどう評価を受けると思えますか。(発言する者あり)

○西村副大臣 まさに仮定のお話でありますので、お答えは差し控えたと思いますけれども、我々、TPP参加によって日本の国益を実現して、さまざまな新たなビジネスチャンスが生まれてくる、その中でまた新しい人たちが、新しいチャンスをつかんでいく、そうなるべく、我々しっかりと交渉していきたいというふうに思っています。(発言する者あり)

○福田(昭)委員 委員長、少し注意してやってください。

TPPの参加は、本当に日本の国を変えてしまう大きな参加です。それこそ、この決断が本当に

大変な、日本の社会を破壊してしまいかねない、そういうTTPPですから、本当に慎重に対応してもらわないと困る。

だから私は、これは最後に聞こうと思っていたんですが、むしろ、それこそ新藤大臣みたいな閣僚には、だめなときは体を張って安倍総理をとめる、それぐらいの覚悟がないとだめな交渉だと思っております。新藤大臣、いかがですか。

○新藤国務大臣 先ほどから委員がいろいろな御心配をいただいていること、これを私たちはきちんとしていただきたいと思います。日本じゅうが同じように思っているんです。やはりこれだけの国を揺るがす議論をいたしました。そして、前政権においては党を二分するような、また非常に難しい事態になったこと、それは、それだけの重大なことだったんだと思います。

ですから、私たちはいろいろな声を傾けつつ、基本は、我が国の利益の最大化でございます、最適化であります。こういったものを達成するための決意を持ってこの交渉に参加をしていくということを政権として決めたということでもあります。

あわせて、さらに言わせていただくならば、私たちの国は、この日本という国の経済を発展させていくためには、世界じゅうとの経済の交わりを強めていかなければなりません。それはTTPP一つで解決できるものではありません。しかし、TTPPの交渉の参加、またそれにかかわる外交の展開において、いろいろな動きが出てきたということでもあります。中国の動きも韓国の動きもEUの動きも、RCEPという一回頓挫しかかっていたものもいろいろな息を吹き返しました。外交というものは、いろいろな相関関係の中で、また私たちも幾つものオプションを持って、まさに国益の最適化を図るためにやっていく。

ですから、御心配のことはしっかりと受けとめて、その上で前に進めていきたい、このように考えます。

○福田(昭)委員 新藤大臣から、前向きに取り組

むという話でありましたが、アメリカが勝利宣言をしているということは本当にしっかりと考えてやっていかなきゃならない問題だと思っております。きょうはこのぐらいにしておきたいと思えます。

次に、日本郵政の現況についてですけれども、一つ目は、まず、日本郵政と子会社の持ち株会社の経営状況と問題点について、簡潔にお話をしてください。

○鈴木政府参考人 お答えさせていただきます。日本郵政グループの平成二十四年度の連結決算におきましては、経常収益が、郵便物数の減少、あるいは低金利の継続、保険契約件数の減少等によりまして、対前年度比で八千二百二十二億円の減収ということになってございます。そうした中で、賞与の削減などの人件費の削減、あるいは減価償却方法の見直し等の費用削減によりまして、結果として五千六百二十七億円の純利益を確保しました。こういった経営努力というのは評価したいと思います。

平成二十五年度、今年度におきましても、厳しい経営環境は継続をいたしております。グループ連結の純利益見通しは、前年度比で四割近く減益の約三千五百億円となる見通しとなっております。新規サービスの早期開始などによりまして、収益構造の多角化や強化、あるいは一層の経営の効率化を進めることが課題だというふうに認識をしてございます。

総務省といたしましては、国民利用者に民営化の成果を実感していただけますように、株式市場に向けて企業価値の向上が図られますように、適切に監督をしてまいりたいと考えてございます。

○福田(昭)委員 本日に、努力をしながらもなかなか成果が上げられないという厳しい経営環境にあるということでもあります。

そうした中で、今回、日本郵政の人事を行う。しかも、日本郵政の株式を一〇〇％持つ政府の意向で経営陣が全面的にかかわることでありまして、今回、全面的にかえる必要があるん

ですか。いかがですか、新藤大臣。

○新藤国務大臣 事実関係で申し上げます。私どもとすれば、この郵政の社長人事について、これについては、社長人事というよりも、郵政の取締役の選任について意見を持っていました。そして、社長となる予定という、人事も含めての意見は、私どもとして郵政の方にお伝えをいたしました。

今回のことは、郵政の民営化を国民に実感していただくために、また、民間会社としてさらなるガバナンスを強めていくように、そのためによい体制をつくるのにはどうしたらいいか、そういう中で、次期社長に就任する方として西室泰三さんがふさわしいのではないかと、こういう意見は伝えました。そして、それに基づいて、日本郵政株式会社の中で御検討いただき、そして内部の手続を行ったわけであります。

そして、新たに次期社長となる西室さんのお考えで、これは社内、社外を含めて、その取締役をどういう体制をつくらうかという中で、いろいろなお考えがあり、結果的には全ての方がおかわりになるということになったわけでありまして、私も、全てをかえるべきかと、そういったことを申し上げているわけではありません。

我々は、取締役の選任に当たって、次期社長についてこういった方はいかがでしようか、こういう考えをお伝えした、こういうことでございます。

○福田(昭)委員 先日の総務委員会、我が方の奥野総一郎委員の質問に対して、新藤大臣は、現執行部とは政権が信頼関係を結べないということ、その理由に挙げて答弁を行ったわけでありまして、信頼関係が結べないとした理由はどこにあるんですか。

○新藤国務大臣 私が申し上げましたのは、二つあったわけですね。

一つは、私たち政権との間での信頼関係がやや保っていない、そういう部分がある、社長の交代劇に疑念があるということをお願いしているわけでありまして。

それは、平成二十四年の十二月十六日に第四十六回の衆議院議員総選挙がございました。そして、この選挙の結果、政権が交代し、新たな政権ができる、こういうことがはっきりした時点で、十二月の二十日になって、齋藤社長さんが十九日におやめになり、そして二十日に新たな社長が就任された。この間について一切の連絡、相談もなかったということでもあります。

次の政権の予定である、そういうところに何の連絡もなかった、これはいかがなものかというのが当時の自民党の幹部の発言でありますし、今、私たちの政権の官房長官がこのことについて非常に疑義を持っているということで、再三にわたってお話をしております。また、安倍総理においても、その官房長官の言葉は重い、こういうことで政権の意思となっているわけでもあります。

ですから、私としては、政権移行が決まっている時点において、突然の連絡もない中の社長交代が行われた、これをもって政権との連絡性、また信頼関係に疑問が生じているということをお願いしたわけでございます。

○福田(昭)委員 今回の菅官房長官の意思で始まった郵政の人事でありますけれども、非常に政治に翻弄される郵政事業というふうになってきてしまったわけでもあります。

その菅官房長官が、郵政民営化の流れを取り戻していくんだ、こうおっしゃっているようでもあります。それは、例えばでありますけれども、うちよ、かんばの二社の株式を全面処分していくということを考えているのかどうか、お伺いをしたいと思えます。

○新藤国務大臣 これはまだ、そういったようなことではありません。適切にいろいろな諸情勢を考えたがらやってくるということでもあります。

日本郵政は、日本郵政株式会社、持ち株会社の株式の二分の一の処分までに、こういった金融二社の株式処理についての方針も明確化する、こういうことであります。今後、それはいろいろな状況を踏まえながら検討していきたい。最適な状

況が生まれるのではないかとことを期待しております。

○福田(昭)委員 御案内のとおり、小泉政権が決めた郵政民営化法は、日本郵政が二〇一七年までに貯金と保険の二つの子会社の株式を全て売るという予定でしたが、それが今回の見直しで努力規定になったんですね。義務規定から努力規定になった。

しかし、これは前々からのアメリカの要求、要望でありますから、そうしたことに実はつなげていくという狙いがあるんじゃないかということ、前もってこれはぜひくぎを刺しておきたいと思うんですが、それはありませんか。

○新藤国務大臣 私は、それはアメリカ側からそういう話があったときにも申し上げますが、これは郵政民営化法にのつとて、我が国の国内において我が国の国内の民間会社が運営をされていくわけでありまして。その中で、私たちが政府としてこの郵政の民営化には関与しております。ですから、もうも含めて、最適な対応ができるように取り組んでまいりたいと思いますし、今の最終的な御質問については、新しい経営陣が最適な結論を出していくもの、このように考えております。

○福田(昭)委員 これも実はT P Pへの参加と関連してくるんですね。

先ほど城内政務官からお答えいただきましたが、日米の二国間事前協議で、非関税措置について、保険も含めてT P P交渉の妥結までに決めるというふうには実は約束させられているんですね。ということは、このかんば生命保険について、当然のことながら、新規商品の発行は認めない、また株式も全部売れという要求がここでもまたもう一度実はやってくるというふうには私は考えているんですが、いかがですか、政務官。

○新藤国務大臣 総務省といたしましては、このかんば生命の新規業務、これは郵政民営化法に則してやる、のつとてやるんだということでございます。これはもう再三言っております。そしてそれは、他の生命保険会社との適正な競争関係及び役務の適切な提供を阻害しないような形で実施されるということを米国側にも説明しております。

それから、先生御存じだと思いますが、T P P交渉参加に向けた日米事前協議、これは、保険等の非関税障壁については、T P P交渉と並行して行われるということですね。

この交渉は、日本がT P Pに参加した時点で開始、交渉妥結までに取り組みます、そしてその成果はT P P協定が発効する時点で実施される、こういう約束をしたというのは事実であります。しかし、その中身については、私が当初申し上げましたように、我々はこの方針にのつとてやっていくということを強く米国側にこれまで説明している、こういうことでございます。

○福田(昭)委員 大臣、それが通ると思いますか。もし仮にI S D条項がT P Pのルールの中に入ってきたら、これは投資家が日本の政府を訴えられるんですね。もし、官民イコールじゃない、イコールフットイングじゃないということになって、世界銀行の下部組織に訴えて、もしそれが、それこそ、そうだと、そのとおりだという裁定が出れば、日本の政府が損害賠償を払うと同時に、今大臣が言われた法律まで実は変えさせられちゃうんですよ。そこまで実は考えてこのT P P交渉をしないとは私は絶対だめだと思うんですが、いかがですか。

○新藤国務大臣 ですから、まさに先生がいろいろ御心配いただいていること、これは我々はきちんと耳を傾けていきたい、このように思うわけでありまして、しかし、そういうものも含めて、我々は国益の最大化を狙っていく。

それから、独立国として、私たちの国が自分たちの国内のことを自分たちで決めていくわけでありまして。そしてあわせて、関税交渉を行って、貿易交渉を行って新たな経済連携の枠組みをつくっていく中で、国益と国益が時にはぶつかることもあるでしょう、いろいろな交渉を経てやっていくということでありまして。

それぞれの交渉はつかさつかさがございますが、いずれにおいても同じ基本があると思います。御心配は御心配としてきちんと受けとめて、それに対する対処なり対応というものを考えなければいけない、このように思いますが、我々はそういった困難を乗り越えて国益の最適化を図るべきだ、このように考えています。

○福田(昭)委員 私は、参加することによって国益を損なうことを心配しているんですよ。大臣は一生懸命、国益の最大化を目指すと言っていますが、参加することによって逆に国益を損なってしまう、そういう心配をしているわけがあります。例えばでございますが、ゆうちょやかんぽがもし株式一〇〇%売却することになったら、その株式が外国人投資家などにも買われてしまつて経営権が変わっちゃったら、どんなことを考えますか。想像できますか。

○新藤国務大臣 仮定のことでございますから、全くお答えのしようがありません。委員がいろいろなそういうシミュレーションをしていただくのは結構だと思います。しかし、私は、行政において、所管である総務省の大臣として、そういった仮定の御質問にはお答えいたしません。

しかし、私たちの国において、また私たちが所管する事業や事務において不利益をこうむることのないような、そういった最大限の努力はしてまいります。

○福田(昭)委員 私は、アメリカという国は、先ほど申し上げたように足が二十本もあるタコのような国ですから、それこそどこだって足を伸ばしてきて、それがまさに金融資本主義でありますから、全部吸い取っていつてしまおうというのがアメリカの資本ですから、そこをやはりしっかりと考えていく必要があると思うんですね。

仮に、こうしたことも実はシミュレーションをして、答えなくてもきつとシミュレーションはしているんだと思えますけれども、シミュレーションをして取り組んでいく必要はあると思うんですよ。

御案内のとおり、ゆうちょは八割、かんぽは六割、運用資金の八割、六割は日本の国債を持っているわけですよ。これは絶対持ち続けてもらわないと、実は日本の財政再建につながっていかないんですよ。もし、外国の資本がゆうちょよりかんぽの経営者となって日本の国債を売り払つてしまふ、あるいは外国の債券を買つてしまふ、こうなつたら、本当に日本の国家財政の破綻の引き金を引くことになるんですよ。

ですから、そこまで考えてしっかりと取り組んでいかないと、I S D条項なんかが入つていたら本当に簡単にやられちゃいますから。それこそ小泉郵政民営化よりもつとていいですよ。いわゆるルールに基づいてくるんですね。そのルールをきちつと食いとめられればいいですよ。しかし、裁くところが日本の裁判所じゃないんです、世界銀行の中で裁くんですから、とてもとても日本の裁判所で裁ける話じゃないので、これは日本の国を減らすことにつながる本当に大きな課題ですから。

T P Pを、やはり農業だけじゃなくて、包括的な二十一の分野にわたつての交渉ですから、たった二日間ぐらいの交渉で参加するようなことを決めちゃつたら、とんでもない、取り返しのないことになると思うんです。そう持ってきたのがアメリカですから、ここはオバマさんは上手なんです。ですからそこをしっかりと踏まえて対応していくことが必要だというふうに思っております。

だんだん時間がなくなってきましたが、あとまだ少しあります。それでは、最後、四点目ですが、経済財政運営の骨太の方針についてお伺いをしたいと思います。

一つ目は、小泉内閣の骨太の方針の評価なんですけれども、時間がなくなってきましたので、こちらから一方的に申し上げたいと思います。ここに、「日本はここまで貧乏になった」ということで、日本経済復活の会の小野盛司会長が書

いた本がございませう。この小野先生、小泉構造改革を徹底的に検証したんですね。その結果、「小泉構造改革は、実は失敗だった!」こういうふう

に結論づけております。 どういう失敗かと申し上げますと、「一九九三年と一九九四年は日本の一人当たりのGDPは世界一、つまり日本は世界一豊かな国だった。しかし、二〇〇六年度には世界十八位までに転落。なんとこれは一九七一年の水準だ。その日本が一九七一年の十八位から世界一になるまで二十二年も

かかった。デフレ時の緊縮財政という誤った小泉政策がみるみる日本を貧乏にし、財政も悪化させたのである。」そう結論づけております。この話はまさに傾聴に値する話だというふうに私は思っております。

そこで、今回の安倍政権が考えている骨太の方針、まだ目次しか発表になっていないようでありますが、その基本的な考え方、どういう考え方で骨太の方針をつくろうとしているのか、お伺いをいたします。

○西村副大臣 今回の骨太方針については、先般、五月二十八日に行われました経済財政諮問会議で、御指摘のとおり目次案をお示ししましたけれども、そこにありますとおり、停滞の二十年という反省に立つて、安倍内閣の最優先課題でありますデフレからの早期脱却を実現すべく取り組むというのが一番の課題。そのために、総理から、回復の十年に向けた基本戦略となる、まさに骨太の方針をしっかりとめてほしいという御指示があったところでありまして、現在、目次案に沿って中身を詰めているところでございます。

○福田(昭)委員 目次を見てみると、どうも小泉内閣でつくった骨太の方針と大体同じなんです。ね。これでは、残念ながらデフレから全く脱却できませんよ。 しかも、要するにプライマリーバランス主義を堅持して、二〇一五年にはGDP比半減、二〇二〇年には黒字化するんだ、それを基本にこの骨太の方針をつくるというんですが、残念ながらこれ

は小泉構造改革の二番煎じで、せっかく三本の矢というところで始まってきたところへ、四本目の矢がこの三本の矢をまた取り崩す、実はそういう骨太方針になっちゃうんですよ。そう考えませんか。

○西村副大臣 御案内のとおり、一本目の矢もこれまでと次元の違う大胆な金融緩和を日銀の方でやっていただいておりますし、二本目の、機動的な財政政策ということで、まずは景気回復、底上げ、底割れを防がなきゃいけないということで補正予算を組ませていただきました。二十兆円規模の財政出動をやったというところ。そして、今まさに策定中の三本目の矢で、民間主導、しっかりと成長軌道を描いていく、その成長戦略を今つくっているところでございます。

そういう意味では、小泉内閣時代の骨太方針のいいところ、これは維持をしながら、しかし、さらに次元の違う政策をやって、日本経済をしつかりとデフレから脱却させるという強い意思で臨んでいるところでございます。

○福田(昭)委員 先日の新聞報道によりますと、EUが財政再建目標を断念したというんです。緊縮緩和、成長重視に転換というんです。欧州連合の欧州委員会は五月二十九日、加盟国の経済、財政に関する勧告を発表した、欧州債務危機対策として各国に課していた財政再建の目標達成を断念して、期限を先送りするなど緊縮策を緩和し、経済成長を重視する政策への転換を表明したというんです。財政緊縮が景気を一層悪化させ、失業増を招くという負の連鎖からの脱出を目指すんだというんです。私に言わせていただければ、まさに日本も、どうもこういうことを繰り返している。

それで、EU加盟国は、これから緊縮緩和のかわりに、労働市場や年金制度の改革を進めて競争力を強化し、雇用と成長の拡大に向けた具体的な成長戦略策定を義務づけられるというんです。ですから……(発言する者あり)アベノミクスとは全く違う。アベノミクスは、実は大きな欠点

三本の矢を一体的に進めるといのは私も大賛成であります。大きな欠点の一つは、まず中長期的な視点がないということ。それから、順序が逆だということ。金融緩和から始まっちゃった。これは本当に金融バブルで終わってしまう可能性が高い。そして三つ目は、内閣府が使っているモデルが十年間も当たらないモデルを依然として使っている。そして四つ目が、具体策が支離滅裂だということ。デフレなのにインフレの政策が入っている。この四点が実はアベノミクスの欠点です。

ここをしつかり修正してやっていくということが、日本の経済をよくして、経済の成長なくして財政再建なしですから、増税でなんか財政再建はできませんから、そこをしつかり考えた策をやはりとっていく必要があると思っております。

だんだん時間がなくなってきましたが、そこで、きょうは資料を一、二、三と用意させてもらいました。

新藤大臣には、一は見てもらっているかと思えますけれども、これは、平成三年から二十三年までの実質GDPや名目GDPあるいは成長率などをあらわした表でございませう。

これを見ていただければわかるように、実質GDPはそれなりに大きくなくなってありますが、名目GDPは二十年間一つも大きくなくなってあります。そしてさらに、実質成長率はそれなりに伸びております。しかし、名目成長率が余り伸びておりません。したがって、名目GDPが全く大きくならないというのが日本の経済と財政の問題であります。

次に、資料の二でありますけれども、資料の二は、国家ビジョン研究会がつくった、大型な財政出動を積極的に関与したときの成長のシナリオをシミュレーションしたものであります。

これを見ていただくとわかりますように、実質GDPと名目GDPが二〇一七年に逆転をして、それからずっと二〇二〇年まで逆転をし、名目G

DPは八百兆円を超える。そしてさらに、賃金も四百七十一万五千円から六百三十四万六千円まで伸びる。雇用者数も伸び、そして税収も伸び、さらに、政府の純債務も減っていく、人口もふえていく、こういうシミュレーションを国家ビジョン研究会がやっております。

そして、さらにその次、資料の三であります。アベノミクスは砂上の楼閣」という、先ほど話をした小野先生がまとめた文章でございませうけれども、まさに主要民間シンクタンクの経済予測は、消費税を上げたのだよということをしっかりと示しております。そして、その後ろの方を見ていただきますと、日本の名目GDPが世界各国に比べていかに大きくならないか、むしろ小さくなっているという表であります。ここをいかに大きくしていくかということが実は経済と財政をよくする方法なんです。

ですから、日本の英知を集めて、経済財政諮問会議のメンバーじゃなくて、本当に日本の英知を集めて、デフレからどうやって脱却していくかという処方箋をやはり描いていくということが一番大事だ、それを提案して、時間が来したので、終わりにしたいと思います。

○北側委員長 次に、岩永裕貴君。

○岩永委員 皆さん、おはようございます。本日は、一般質疑ということで、前回、先々週にも触れさせていただきましたICTなどについて、もう少し深く質問をさせていただきたいと思

います。 まず最初に、前回、冒頭にも申し上げましたフェイスブックの件について、もう少し総務省さんにも力を入れて国民に対して発信をいただいたかというようないいをお願いさせていただいたのが五月二十三日、前回でありました。

そこで、前回、フェイスブックの利用者というのは、恐らく何千万という単位で、今、日本国内でも利用されていると思いますが、それが百五人しか見ていないというところで、少し残念ですと

いうようなことを申し上げまして、きょうの朝確認してみたら、「いいね」の数が百二十三、十八人ふえていたということなんです。

やはり国民目線に立ったときにはフェイスブックでの情報発信とかというのは本当に大切な部分でもあるでしょうし、この部分については引き続きもう少し力を入れていただいて、より多くの国民の皆さんに知らんないだいて、総務省さんが何をしようとしているのかということを周知徹底していただくように、今後も御努力いただきますことをまず冒頭に再度お願いをさせていただきます。

それで、これも五月二十三日だったんですが、大臣室の方にお伺いをさせていただきました。4Kと8Kの視聴というところで、この委員のメンバーの中からも何人か御出席をされておりました。

何う前には、地デジとどのぐらい違うのかなというところをかなり疑問を持ちながら伺ったんですが、大臣室で実際に4K、8Kというものを拝見すると、そのきれいさというのは本当に驚きを感じましたし、ちょっと次元が違う、本当に高画質というところで、これからのテレビ産業なんかもこれを機に大きく発展していただきたいなというふうな本心に強い印象を覚えていただきました。

ただ、かといって、今の時代、いいものが必ず売れるという時代でもないですし、いいものじゃなきゃ売れないんですけれども、やはりいろいろな戦略のもとに育み、育てていく分野だなという観点から質問をさせていただきたいと思います。まず、伝送経路の調整についてということなんですけれども、少しお話を伺っておりますと、当初はCSから始めていって、BSに、そして行く行くは地上波にというふうな大きな流れがあるというふうな伺っておりますけれども、そのあたりについて、現在の進捗状況というのか、今考えていらっしゃるロードマップを、伝送経路について少し教えていただきたいと思います。

○新藤国務大臣 これはまず、委員の皆様は、そのとき御都合がついた方々にお出ましたことのことをお礼申し上げたいと思います。また、御都合の悪かった方にきょうおいでをいただくことになっております。

とにかく、今、岩永委員の話ではありませんが、見ていただくことが一番だ、こういうことでありまして、その機会をまたいろいろつくってまいりたい、このように思います。そして、この将来性、また可能性というものを感じていただいた中で、ともにまた普及に對していろいろと御協力いただければありがたい、このように思います。

4K、8Kについては、まず、当初より研究してきたわけでありまして、私が大臣になりまして、景気対策として、また日本を元気にさせるための方策として、予算をふやせば実現が早まる、こういうものは何かないかということで、省内の見直しをかけたときに、可能性として出てきたのがこの4K、8Kでありまして、当初、4Kは二〇一六年からの試験放送開始でありましたが、それを二年、予算をつけることで前倒しをできるようにしたということでありまして。それから、二〇二〇年に始めようとしていた8Kについては、四年前倒しをして二〇一六年にやろうと。

二〇一四年はリオのサッカーのワールドカップがございまして。それから、二〇一六年はリオのオリンピックがございまして。そういう中で、こういった新しい取り組みを進めていって、二〇二〇年、東京オリンピック誘致成功を前提にして、これはもう日本においても、世界に對してでも、新しいこの4K、8Kを、特に8Kをここで一挙に普及を、弾みをつけようじゃないか、こういう作戦を考えたということでもあります。

しかし問題は、この4K、8K、特に8Kは大量の画素数、データが重いわけでありまして。ですから、こういうものを実際に放送させていくためには、放送の電波のあきをつくらなきゃならないわけなんです。その意味において、今現状では、まずはCSで始めて、そしてBSに持っていく。そして、地上波においては、今いっぱいでありまして、そこを、いろいろな技術をさらに高度化させて、あけて、またこれを最終的には一般の方にもよく見られるようにしよう、こういう段取りになっています。

しかし、放送電波に乗らなくても、DVDですとか、そのころがDVDと言わかわかりませんけれども、とにかくそういった形で、別のソフトウェアで見ることができるようになると思うんですね。ですから、放送の普及をさせていくことはいろいろな工夫が必要だと思えます。

それからもう一つ。4K、8K、幾らいいからといって、アナログから地デジに変えるときは、アナログの受像機では見れなくなっちゃうんですよ。ですから、そこが、皆さんに大変な御苦勞や御迷惑をおかけした部分がございまして。今度のものは、順番に、スムーズに、無理な買いかえとかそういうことを迫らずにやっていこう、こういう考えもあります。

それは、8Kの放送も4Kの放送も、コンピュータの処理によって、これは8Kであつても2Kでも見られるように、そういう技術もある。逆に言えば、2K放送であつても、それを4Kテレビや8Kテレビで、もどきといいますが、コンバートというんですけれども、アップコンバート、ダウンコンバートを行うことによって、フルではありませんが、それに近いようなものが見れるような、そういう工夫もしていこうと。

いずれにしても、無理なく、そしていろいろな展開ができるように、それは、映像を楽しむだけではなくて、産業用の展開や医療、福祉、そういうものへの展開も可能なのではないかなというところで、追求してまいりたいと思っております。

○岩永委員 ありがとうございます。まずはCSで、そしてBS、地上波についてはちよつとまだ見えないところがあるというふうなお答えであつたかと思えます。もう一点。画質がきれいなんです。きれいで、見えなくてもいいところまで見えてしまう

というのか、本当に至近距離で人間を見ているような、人間とかいろいろな対象物を見ているような感じぐらいいきれいなわけなんです。

私も放送の制作会社、関連の会社に以前勤めていた経験もございまして、よく言われるのが、地上波デジタルへの対応というのが一旦終わったというふうなところで、次に、やはり4K、8Kに對して、地方局とか制作会社というものがこれからそうしたものに投資していくだけの体力とかがなかなか厳しいんじゃないかというふうなことも心配事として少し上がってきておりますが、そのあたりについて、今現在、総務省さんが把握していらつしやる、特に地方局とか制作会社からの声というものがございましたら、お伺いをさせていただきます。

○新藤国務大臣 まだそこまでの具体的な検討に入っているわけはありません。しかし、ローカルの局が4K、8Kの放送主体になるということまではまだ想定をしておりません。

まずは、連休中に立ち上げましたけれども、4K、8Kの放送をしていく、そういう事業体を民間の皆さんが共同でつくっていただきましたから、そういうところでまず取り組みが始まるということでもあります。

ローカル放送局につきましては、先ほども私申し上げましたけれども、従来の、4K放送、8K放送をコンバートして、ローカルの局でも流せるようにはなるわけでありまして。ですから、質は落ちますけれども見ることはできる、しかも十分な精度を持つて。

そういうことでございまして、特別な御迷惑をかけるようなことにはならないだろうというふうにも思いますが、いや、我々もやりたいというふうなことも必ず出てくると思いますが、それはさなる検討とまた技術の進展が必要だ、このように思います。

〔委員長退席、田中(良)委員長代理着席〕
○岩永委員 なぜこのようなことをお伺いするのかと申しますと、先ほどの伝送経路の問題であつ

たり、放送事業者がこれからどういうふうに対応しているのかとか、国民に対しても、地デジ化が終わって、各御家庭が地デジ対応のテレビを購入されて、一旦落ちついたというような状況の中で、また4Kか8Kかというような議論もさまざまな分野で必ず出てくると思うんです。

でも、電機メーカー中心に、この産業を成長戦略として国が推し進めていくんだということであるなら、前回、拝見させていただいてから総務省さんとお話をさせていただくと、やはりそのあたりのジレンマというのが感じ取れるんです。進めたいけれども、一定そういうところに配慮もしていかなければならないというようなお話がうかがえます。

ただ、そういう配慮があり過ぎても、もう韓国なんかでは地上波の試験的な放送が始まっているというふうにも伺っていますし、やはり起死回生、電機産業というものを日本としても一度世界のトップレベルにしっかりと持っていくんだといううなお話であれば、余りそこへの気遣いというものもが過度になり過ぎると、メーカーの方も、生産台数が、どのぐらい投資をしていったらいいのかなとちゅうちょをしている間にまた諸外国に抜かれていってしまうというふうなことになるかねないので、そういった部分については、政治的なリーダーシップでこの分野についてはぜひ推し進めていただきたいなということをまずお願いさせていただきます。

それで、引き続き、ICTの関連について、前回、大臣そして総務省の皆さん方にお伺いをいたしました。

ICTは、私、この国の未来を本当に左右する、大変大きな大きな分野であるということも前回言わせていただきましたし、東日本大震災のときの日本人の人々の動きから国民性までがデータ化されてわかってくるというような話、そして、情報薬と言われる、情報薬がもう本当に薬になる時代なんだということ、予防医療とか、あとは巨額の医療費の削減にも絶対つながっていく、そしてまた、

年間三万人を超える自殺者の方々が、自殺される前に未然に防止できるような対策まで、こういつた、ビッグデータは本当に大きな可能性のある分野であるということも御紹介をさせていただきまし、ぜひスピード感を持ってこのICTについては進めていただきたい。

そして、大臣所信の中でも、ICTという言葉をも本場にたくさん使っていたら、今後の可能性をおっしゃっていただいているわけですから、前回伺えなかった部分というか、もう少し深めてしっかりと御答弁をいただきたい部分が、このICTを進めていくために、まず本場に一番大切になってくるのが個人情報保護だと思っております。

いろいろなデータはあるけれども、そのデータを使うために、いかにして個人情報というのを匿名化してデータとして活用していくのかということと、ここがまず一番大きなハードルになって、ここを越えれば、本当に有効にビッグデータとかオープンデータというものを活用していけるんだというふうに考えております。

個人情報保護の匿名化について、どのようなガイドラインと、今研究をしていらっしゃるのかということ、前回も少しお伺いをしたんですが、もう少し深く御答弁いただければと思います。

○新藤国務大臣 これは政府の中で、そういったデータの、オープンデータを促進させるために、どのような今のような処理が必要かということ、検討会が始まっております。

今委員はそれを質問で通告されたんですか。(岩永委員「はい」と呼ぶ)その担当のところから来て……

ですので、今政府において、当然のごとく、それはさまざまな検討会を設け、ルール化しようということで作業をしております。

○岩永委員 済みません。通告をさせていただいたつもりだったんですけれども。通告をさせていただきますが、この個人情報の匿名化というのは本場に大

きなハードルになってきます。ただ、これを持ち越えないことには、さまざまな分野への可能性が開ざれてしまうところでございますので、何とぞ、この個人情報の匿名化というものを早急に進めていただいて、活用できるビッグデータ、オープンデータとして、リーダーシップを持って推し進めていただきたいと思います。

それで、ICTの教育という部分についても少しお伺いをいたします。

まず、これは文科省さんにお伺いをいたしますが、SNSの利用であったりとか、あとは情報に対する子供たちの順応性であったりとかリテラシーであったりとか、ICTというところと子供

の教育という部分については、非常にさまざまな課題も今も出ておりますし、今後も課題が出てくる。

それで、先日、ある現場の教師の方とお話をさせていたいただいたら、現場では教育の形態が本

当に大きく変わってきているということをおっしゃっております。

要は、今まで教科書を見て、いろいろな問題であったり、公式であったりというものを全部頭の中に入れていって、それを教育として教えていた、それでテストをしていたという、まあまあ、当たり前の流れがあつて、私たちもそういう教育を受けて育ってきたんですが、今は、子供がみんな覚える必要性というものを感ぜてくれないというような声が聞かれます。

要は、タブレットの中にもう知識は全部入っているんですね。わからないことがあれば、その場で調べれば瞬時全部出てくるというようなことで、わざわざ自分の脳の中に覚える必要がなくな

ってきているような現場があつて、教育も本場に教える方というものを一工夫、二工夫していかなければならぬ時代になってきたんだといううようなことも率直な感想としておっしゃっております。

まず、ICT関連、SNS、またさまざまな間違つた情報そして正確な情報なんか本場に混在

化する世界の中で、判断力であったり基礎的なIT能力というものを高めるための教育に今どういうふうに取り組んでいらっしゃるのか。そして、今後どういった形でそういったものを進めようとしていらっしゃるのかということもあわせてお伺いをいたします。

○大木政府参考人 御指摘がございましたように、さまざまな情報が氾濫する中で情報を主体的に選択して活用していくための情報活用能力を育成すること、小学校から高等学校に至る学校段階におきまして重要な課題というふうに認識をいたしております。

文部科学省といたしましては、三点、取り組みを進めておるところでございます。

まず一点目でございますけれども、小中高等学校の学習指導要領、これが今改訂が済んだところでございますが、カリキュラムの基準であります学習指導要領の中で、各教科等を通じて、コンピュータや情報通信ネットワークなどの基本操作や情報モラルをしっかりと身につけて、情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするなど、情報活用能力育成の一層の充実を図るべく改善をしたところでございます。また、その着

実な実施に向けてまして、教員用の指導資料を作成し、広く周知をしておるところでございます。

二点目でございますけれども、児童生徒の情報活用能力の状況をしっかりと把握し、各学校における指導の改善を図るため、児童生徒の情報活用能力に関する学力調査を現在開発しておるところでございます。この秋にも実施をする予定にして

てございます。

三点目でございますけれども、ソーシャルメディアの普及によりますトラブルなど情報化の進展に伴う新たな課題に対応いたしまして、適切な指導を行うための教員用の手引書を作成することといたしております。

これらを通じてまたしっかりと取り組んでいきたいと考えております。よろしく願っています。

○岩永委員 近年にかかわらず、そういった部分への教育のあり方というものについて、取り組んでいただいているとは思いますが、本当に現場の教師の皆さん方が混乱をされているというのか、これまでの自分たちが教えようとするということについて少し子供の意識とのギャップが出てきているというように声もたくさん聞かれますし、教育というものは本当に難しい分野だとは思いますが、それでも、そういったリテラシーの向上に向けて今後も積極的に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

引き続いて、サイバー空間について少し質問させていただきます。

最高裁のホームページに中国国旗を掲げられた映像が出たとか、あとはIT行政を担当する総務省のサイトが改ざんされてしまったとか、先日も報道等に出ておりますけれども、米国へのサイバー攻撃に中国の関与があったんじゃないかとかいうような話がたくさん出ています。

そうした中で、今現在、政府機関に対して、どれぐらいのサイバー空間の中での攻撃というものがあのか、どのぐらいの実害があるのかということをお答えください。

○占部政府参考人 お答えいたします。

サイバー空間に対する攻撃でございますけれども、政府に対する攻撃、政府機関等でございますけれども、よくありますものが、不審なメールが送られてきて、よく標的型攻撃といえますけれども、そういう攻撃というのがございます。それから、今御指摘がありましたホームページの改ざんというのがございます。そのほか、DDoS攻撃といまして、これはディストリビューテッド・ディナイアル・オブ・サービス、分散サービス不能攻撃で、一斉にわっとアクセスすることによってとめてしまうというような攻撃がございます。

冒頭申し上げました不審メールによる標的型攻撃等につきましては、攻撃によってコンピュータがウイルスに感染してしまうというような事

案がございます。それから、ホームページ改ざんというのもございましたし、それからDDoS攻撃によって、やはりある特定の省庁等のホームページが見づらくなるというような事案が発生しているというところでございます。

○岩永委員 恐らく、わからないところも含めて、かなりのいわゆるサイバー攻撃というものがなされているんだというふうに思います。

それで、これは本年度の報道によるものなんですけれども、二〇二二年六月に内閣官房情報セキュリティセンター、NISCに設置されたCYMAT、情報セキュリティ緊急支援チーム、CYMATというものが設置された。国の独立行政法人が攻撃を受けた場合に各省庁に助言や支援を行うための組織がこのNISCなんですけれども、このNISCの職員というのがたったの三人程度しかない。そのほとんどは各省庁のシステム担当者などが併任しているような状況で、日本が受けるサイバー攻撃の全容というものはどこも把握していないに等しい、そして余りにも無防備ではないかというような指摘がされています。

それで、これも先日だと思んですが、安倍政権がサイバーセキュリティ戦略というものの最終案をまとめたというところなんですけれども、これについて、その中身を簡単にお伺いします。

○占部政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど、NISC、それからCYMATというお問い合わせがございましたけれども、若干バックグラウンドを言いますと、NISCというのは内閣官房の情報セキュリティセンターということで、我が国の情報セキュリティ政策の企画立案等をやっている組織でございます。それから、その中にCYMATというのをつくりまして、一たび攻撃を受けると単独の省庁さんだけではなかなか対応できないということで、横断的な組織というのをNISCの中に設置したということでございます。

報道の中の三名というのはちょっとよくわかりませんが、我々の中でCYMATのメンバーに対して研修等を行ったというところでございます。

それから、体制につきましても、国家公務員だけではなくて、学識のある方とか、それから民間の事業者からも専門性を有する方を登用して、優秀な人材の確保というのに努めているところでございます。

先ほどのサイバーセキュリティ戦略でございますけれども、これは五月の二十一日に政策会議を開催いたしましたので、そこで、国民の皆様へ付す案ということで、今パブリックコメントをさせていただいております。その中でも、やはりNISCの強化というのが必要だということで、その辺をうたっているところでございます。

（田中（良）委員長代理退席、委員長着席）

○岩永委員 政府としてもサイバー攻撃というのに対して非常に危機感を覚えていらっしゃるというところでの御対応だと思えます。

防衛省さんにも本日来ていただいておりますので、一点質問をいたします。

サイバー攻撃が武力攻撃かどうかということ、そして、自衛権というものがこれに対しては発動されるかどうかということが、国際法、そして各国においても議論がなされているというところ、日本の対応は少しおくられているんじゃないかという指摘もあります。我が国において、どういったサイバー攻撃が武力攻撃と認定されるのかとか、サイバー空間が我が国の領土であるのかどうかとか、あとは、どういったサイバー兵器の使用が武力攻撃に当たるのかとか、そういったことについて、ただいま多分いろいろ協議されていると思うんですけれども、その協議の中身について少し教えていただければと思います。

○眞部政府参考人 ただいま委員の御質問にありました、何点かあるかと思いますが、まず、国際法一般につきまして、いわゆるサイバー攻撃に對して適用があるのかないのか、あるいはどういうふうな適用されるのかということにつきましては、委員先ほど御指摘のとおり、国際的に今ま

にさまざまな議論が現実に行われている状況にございます。

我が国といたしましては、その中にありまして、サイバー空間を利用した行為に対しても従来の国際法は適用されるというふうに考えておりますけれども、まさにこれも御指摘のとおりでございます。個別具体的な国際法の規範がどういう場面でもどのように適用されるかということにつきましては、引き続き明確化が必要な段階であるというふうに考えております。したがって、この点につきまして、引き続き鋭意検討してまいりたいと思っております。

それから、特に私ども防衛省に関しましては、いわゆるサイバー攻撃への対処というのは大変重要なものだと思っておりますし、こういった国際場裏における議論につきましても積極的に参加してまいりたいと思っております。

それから、今は国際法の一般論でございますけれども、特に武力攻撃あるいは自衛権の行使ということにつきましては、この点につきましても、まず、サイバー攻撃そのものが、攻撃の態様とか規模とかによりましては極めて深刻な被害が発生する可能性があるというふうに考えております。その観点から、確かに、自衛権の行使がどのような場合にどういうふうに行うことができるのかということについてきちんと検討していく必要があると思っております。

いずれにいたしましても、自衛権、あるいは武力攻撃としてのサイバー攻撃ということにつきましては、自衛権の三要件がございしますが、我が国に対する急迫かつ不正の侵害があること、これを排除するために他に適当な手段がないこと、それから必要最小限の実力行使にとどめるべきこと、こういったことに当たってはまた場合には自衛権を行使することができるというふうに考えているところでございます。

○岩永委員 サイバー空間というののに対しては、本当にまだまだこれから議論が必要な部分だと思っておりますけれども、国家として、これは第五の

作戦領域という言葉が使われますが、各国も非常に力を入れておりますし、お金のからまない分野での他国への攻撃というところで、本当に日本の防衛というものをしっかり考える上で大切な領域ですので、今後もまた機会があればさまざまな質問、そして議論を深めさせていただきたいと思っております。

時間となりましたので、これにて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○北側委員長 次に、東国原英夫君。

○東国原委員 東国原でございます。よろしくお願い申し上げます。

きょうは、地方自治、そしてまた地方税財政、課税自主権についてお尋ねをしたいと思います。

地方自治の根幹というのは、私は、課税自主権、課税であると思うんですね。自分たちの税金を自分たちの意思決定のもとに使うということが自治の根幹じゃないかなと思っております。

課税自主権の尊重の趣旨というのは、御案内のように、住民の受益と負担を明確にして、住民の地方自治への関心や参加意識を高めるということであります。

この課税自主権で、ことし、二〇一三年の三月二十一日に、ある司法判断が示されました。神奈川県臨時特例企業税について、最高裁で、地方税法に違反し、無効とする判決が言い渡されました。

臨時特例企業税というのは、御案内のように、法人事業税は単年度で利益が上がっても赤字分を繰り越して相殺できるんですけども、その相殺の部分に課税をするということであります。

最高裁は、特例企業税が地方税法の認める控除を妨げており、法人の税負担を均等にして、公平に課税するという法の趣旨に反するという判断のもとに、無効という判決が言い渡されました。

これについて、地方分権の流れの中で、自治体の課税自主権が尊重される、そういったものの流れというのは尊重されたいんですけども、条例とその上位にある法律、地方税法等々のどっち

が上か、優越かというようなところの論点だったと思います。

今回の判決は、自治体の権利というのは否定したわけではないということであるんですが、この判決はちょっと私も懸念を、あるいは疑問を持ちました。恐らくこれは、今後の国と地方の税のあり方、そういったものを真剣に議論しないというところを問題提起されたんじゃないかな、そういう受けとめ方をしました。

これに関して、まず、最高裁の判決が、国と地方の税のあり方、税財政のあり方を議論しないという問題提起をされたんじゃないかと私は判断したんですが、これについて、大臣、どうお考えかお聞かせください。

○新藤国務大臣 今回の最高裁の判決は、臨時特例企業税の条例の規定は、地方税法の定める欠損金の繰越控除の適用を一部遮断することをその趣旨、目的とし、地方税法の強行規定と矛盾抵触するものとして違反し、違法、無効とされた、このように私も承知しています。

司法の最終判断でございますから、これは重く受けとめるということであります。しかし、判決は、地方の課税自主権の重要性を否定しているものではない、私はそのように考えます。

そして、一般論でありますけれども、地方公共団体が住民の意向を踏まえて、みずからの判断、それから責任において課税自主権を活用し、それらにより財源確保を図る、これは地方自治の観点から望ましいと思っておりますし、今後も方針は変わらない、変える必要はない、このように思うわけでございます。

総務省としては、課税自主権の活用に向けた、地方公共団体からの御相談に応じたり、それから必要な情報提供をする、こういった中で地方公共団体への支援を行ってまいりたい、このように考えています。

○東国原委員 ありがとうございます。

法定外税というのは、御案内のように、平成十二年の四月、地方分権一括法による地方税法の改

正によりまして設けられました。このときには、法定外普通税の許可制が、同意を必要とする協議制に改められました。この際、新たに法定外目的税も創設されたんです。

臨時特例企業税というのは、総務大臣の同意を得たんですね。協議、同意を得ました。これは、平成十三年の六月二十二日に協議が調って同意ということだったんですが、不同意という場合、不同意の要件というのは一体どういうものがあるか、お聞かせください。

○株丹政府参考人 御答弁申し上げます。

法定外税は、法定外の都道府県の税、市町村の税、それから法定外目的税、三つ分かれてございます。それぞれに根拠条文は別なところに入っておりますけれども、趣旨は同じで、この場合は地方税法の第二百六十一条に規定がございます。そこには不同意とする場合の要件が三つ規定をしております。

一つには、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」、二つ目として、「地方公共団体における物の流通に重大な障害を与えること」、三つ目として、今申し上げた二つのほかに、「国の経済施策に照らして適当でないこと」。

いわば三つの消極要件が挙げられてございまして、総務大臣は、これらのうちのいずれかに該当する場合を除きまして同意しなければならぬという規定になってございます。

○東国原委員 今の三番目の、国の経済施策に照らして適当でないというのは、具体的にどのようなことでしょうか。

○株丹政府参考人 法律上の文言といたしましては、今申し上げたことに尽きるわけでございます。ただ、これまで争いがあつたことがございまして、実際に、例えば租税施策がその中に入るかどうかが、こういうことで争われたことがございます。

先ほど議員が申されました同意とちよほど同じころの時期に、先行いたしまして横浜市で別の法定外税の条例が通り、協議が行われ、そのものに

つきましては、総務省として、大臣として不同意をした。それについて、租税施策を含め、それは別でございすけれども、経済施策の部分に反するというところで判断をしたものがございす。

ただ、それは、その後、国と地方の係争処理委員会に参りまして、国としての裁量をいわば使い過ぎていたということで、不同意の取り消しという勧告を受けたということがございます。

○東国原委員 そういうケースもあつたんですね。

臨時特例企業税というのはこの三つの要件に該当しなかったということで同意された、そういうことだと思っておりますが、協議、同意のときに、地方税法に抵触する可能性等については検討をされなかつたんですか。いかがですか。

○株丹政府参考人 法定外税でございすけれども、御質問ありましたように、地方団体の課税自主権を尊重する観点で今の法律は成り立っております。そういう意味で、不同意要件に該当する場合を除きまして総務大臣は同意を義務づけられておりまして、御質問の臨時特例企業税につきましては、不同意要件には該当しないというふうな判断をいたしまして、総務大臣が同意をしたものでございます。

当時の協議の際でございすけれども、三つの要件について、それぞれ該当するかどうかというものを協議し、判断したわけでございすけれども、条例につきまして違法性があるということについては、いわば想定しなかつたというところでございます。

○東国原委員 違法性があることを想定しなかつたとおっしゃいましたが、検討はされたんですか。地方税法に抵触する可能性があるかどうかというのを検討はされたんですか。

○株丹政府参考人 先ほど申し上げましたように、三つの要件に照らして判断をいたしております。その判断の中で、御質問もありました、国の経済施策に照らして適当かどうかというような検討

はしてございますけれども、違法性そのものを検討したということではございません。

○東国原委員 ちよつと冷たいんじゃないかなと思うんですね。何かその辺、法律に抵触するんじゃないかというのを広角的に検討されるべきじゃないかと思うんですね。

それは、地方の責任ももちろんありますけれども、でも、地方にとつては、総務省が同意をしてくれただけというのは、これはいけるんだ、これは大丈夫だということで施行に踏み切ったと思うんですね。つまり、総務省が同意をしてくれたんだから、これは大丈夫だろう、法的にも大丈夫だろう。

それは、地方の責任もありますけれども、総務省とあろうところが、課税自主権、地方税について三つの要件だけで、これに当てはまらないから同意をした。ちよつとその辺がどうなのかなと思うんですね。もうちよつと何か対応の仕方はあったんじゃないかなと思うんですね、いかがですか。

○株丹政府参考人 繰り返しの御答弁になつてしまふかもしれませんが、私も、法律で定められた規定に沿つてこれについて判断をしていくという立場であらうかと思つてございます。

若干、時間的には前後いたしますけれども、先ほど申し上げました横浜市のケースにつきまして、これは不同意というふうに判断をいたしました。これも、あくまでも三つの要件に照らしてどうかというふうにしまして、これについては不同意という判断をいたしましたわけでございますけれども、その後、国地方係争処理委員会におきましてヒアリング等をやつておるのがちよつとこの時期に重なるかと思つております。

実際に国地方係争処理委員会が勧告を出されましたのは七月の末ごろでございますけれども、国地方係争処理委員会の判断といたしまして、この同意の制度というのは、基本的には、国の施策と地方公共団体の施策との整合性を確保しないと施策の実施に著しく影響が生ずると認められない場合を除いて同意制度というのをを用いるんだ、要

件が充足している限りは同意をしなければならぬ、こういう制度であるということをご前提として、改正された地方税法のもとでは課税自主権をより尊重することを前提として解釈されるべきなんだ、こういう勧告を頂戴してございます。

直接的には、あくまでもこれは同意の三要件の中に合致するかどうかという点でございますけれども、総務大臣としまして裁量というものを非常に広くとつてはならないという趣旨で勧告を頂戴したというふうな受けとめてございまして、私も法の規定につきましてと同様に考えておるというところでございます。

○東国原委員 裁量権拡大については大賛成なんですけれども、であれば、この三つの要件というのは必要なのかと思うんですね。

極端な意見ですけれども、裁量権を最大に拡大する場合、この要件は取つ払つて、地方の自主責任、そういったものに委ねてもいいんじゃないか、地方税については地方の責任や判断、そして自主性に任せてもいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○株丹政府参考人 確かに、委員がおっしゃいますように、もう同意を要しないようにするべきではないか、同意を要しない協議制に変えてしまふ、導入をするべきだ、こういう御意見もあらうかというふうな思つてございます。

しかしながら、今の法の制度のものを考えました場合には、法定外税の新設等につきまして国の同意を要するというふうにしております理由は、法定外税の新設等によりまして住民負担が過重とならないように配慮する、あるいは、先ほど申し上げましたけれども、国の経済施策に照らして適当でない、こういうようなものと認められるような税目の設定をやはり回避するために設けられていくというふうな承知をしてございます。

仮に、単純に同意を要しないということにいたしますと、住民にとって過重な税負担となる場合等に、事後的に、国の各大臣からは正の要求をするでありますとか、訴訟をするでありますとか、

そういう方法でしか救済をされないということでご、かえつて納税者が多大な不利益をこうむるおそれがあるというふうにも思つてございます。

法定外税を含めた課税自主権につきましては、これまで私も私どもも研究会等で研究をいただいてきてございますけれども、必ずしもこれだということ結論には至つておらない。そういう意味では、引き続き慎重に検討しなければいけないものではないかというふうな考えてございます。

○東国原委員 ありがとうございます。

今回の判決というのは、地方に与える影響も、物理的あるいは心理的に大きいんじゃないかなと思うんですね。自主課税をして、もしかしたら地方税法等々に抵触するおそれがある、そうすると地方はだんだん萎縮してきます。そういったところが裁量権の拡大に本当に資するものなのかなというのちよつと私は疑問なんです。

法定外税は、二〇〇〇年の地方分権一括法から課税しやすくなった。でも、新たな税を導入した自治体は少ないですね。国税などがもう既に網かけになっていきますから、幅広く課税対象になつていきますから、地方税、なかなか自主的に課税の余地がないというのが現状なんです。

ちなみに、法定外税額は地方税額全体のどれぐらいを占めておりますか。

○株丹政府参考人 一番近い数字が平成二十三年度の数字でございます。法定外税の税収額は、全部合わせまして三百十六億円でございまして、地方税収の全体の規模でございますが、三十四兆一千七百億円ぐらいでございますので、割合とすれば〇・一％ぐらいでございます。

ただ、若干、二十三年度の数字は急激に数字がちよつと低くなつてきたという事情もございまして、二十二年度を申し上げますと、五百十五億円でございました。

ただ、いずれにしても、全体の規模と比べるとそれほど大きくはないというのは、御指摘のとおりでございます。

○東国原委員 そういうことなんです。三十

四、五兆のうち四、五百億、これが法定外税の実態です。

法定外普通税・目的税ありますけれども、これはどういう税目が多いんでしょうか。

○株丹政府参考人 今、法定外税を実際に導入されておられる団体は、都道府県の方が三十三、それから市区町村では十三でございます。

多い税目といいますので申し上げますと、個別に言いますと、名称が異なっておりますが、課税標準のとり方等が異なっておりますので、ちよつと私どもの方で勝手に大きくくりをさせていただきますというところをお許しいただきたいのですが、一つは、核燃料税がございまして、発電用原子炉に挿入する核燃料の価格ですとか原子炉の熱出力、それだけではございまして、県によつていろいろ工夫もされてございますが、一般的に核燃料税というふうな申し上げれば、十二の道県が導入してございます。

それから、もう一つ多いものの、金額的にはむしろ核燃料税よりも少し少ないぐらいでございますが、産業廃棄物税、これも団体によりまして名称はいろいろ異なつてございますが、最終処分場へ搬出をされます産業廃棄物の重量に課税をするという共通項でございまして、二十七の道府県で導入をされていく。この辺が多い。

ほかは、それぞれの団体ごとの御事情で、それぞれの行政需要に沿つて特別な税目を立てておられる、こういうことだと思つてございます。

○東国原委員 今御説明のとおりなんですけれども、法定外普通税で、ほとんどは核燃料関係税なんです。核燃料税と核燃料物質等取扱税、これは青森県とかそちらあたりです。法定外目的税は、圧倒的に産業廃棄物税です。ほとんどと言つてもいいぐらい。

だから、地方に課税自主権を認めるといつても、こんなものなんです。要するに、これ以外の何か創意工夫、まあ、なくはないですよ、ゼロではないですけれども、自治体が自主的に課税しようとしても、もう核燃料系と産廃系しかないんです。

ね。僕は、地方自治への住民の関心とか意識を高めるために、自分らの納めた税は自分たちで使うんだ、自分たちで考えるんだ、決めるんだ、責任を持つんだという、これが何か言葉だけが躍っているような気になってしまふんです。権限、財源を地方に移譲というのであれば、もうちょっと課税自主権の枠を広げるべきではないかなと思っております。

ちなみに、二〇〇九年の地方分権改革推進委員会では、これは第四次勧告なんです、国から地方への税源を移して、とりあえず国と地方の税財源を五対五にするように求められましたね。現在その割合はどうなっているか、お尋ねします。

○株丹政府参考人 御指摘がございしますように、当面の目標として五対五。もともと、国と地方の歳出比率が四対六であるのに対して、その歳出を支えます税源の方の配分は国が六で地方が四だということをいけば考慮いたしまして、こういう目標を設定したというふうに承知をしております。

その後、個人住民税の三兆円の税源移譲が行われたというふうな取り組みもございました。そういうことで、六対四のところから数字が動いてきてございます。

ただ、年度によって変動がございします。そういう意味では、端数のような感じになってしまふんですけれども、国と地方は、五・七対四・三から五・三対四・七、この辺をいけばこの数年間動いている。平均的に言えば五・五対四・五ぐらいではないかというふうに思います。

直近の二十五年度の方の国の予算と地方財政計画で配分比率をパーセンテージで見ますと、五五・七対四四・三、そういう見込みでございします。

○東国原委員 勧告がなされたのは二〇〇九年、平成二十一年なんです。このときの地方税の割合が四六・六%なんです。そして翌年、二〇一〇年に四四・〇%。四六から四四に下がっているんですね。翌年が四三・一、翌年が四二・八、そして四二・四と、地方の税という割合が減っているんですよ。勧告されてから減っているんです。そして、六対四に、またもとに戻りつつあるんですね。これはどうしてか、お尋ねします。

○株丹政府参考人 お答え申し上げます。

二十五年度で地方税の割合の方は四四・三%でございします。二十一年度の数字と比べますと二・四ポイントの減少、なおかつ、年度ごとに見ますとだんだん下がっているような感じにも確かに見受けられます。

これにつきましては、国税と地方税の性格が影響しておるといふふうに思っております。国税と比較をいたしました場合には、地方税は、一般的には、景気変動に対してより安定的な、大きく変動しないような税収という側面を持っております。

この期間、ちょうどリーマン・ショックがございまして、景気変動の影響が国税、地方税とも非常にあって、税収が絶対額としては減ったわけでもございますけれども、その減り部分が国税に比べると地方税の方が少ない目であるということで、ウエートづけをいたしました場合には、二十一年度、国税が物すごく落ちたということがございまして、地方税の割合がいれば相対的に高まっております。

その後は、地方税も徐々に、国税の方も徐々にございしますが回復してきたということで、相対的に見ますと地方税の割合が低下してしまっているように見えてしまうという部分だと思っております。

もう一点は、二十四年度に、これは復興財源確保のためということでございしますけれども、主として国税の方で、復興特別法人税あるいは復興特別所得税、課税の方がスタートしてございします。そのことも一部の数字の動きの要因というふうに考えてございします。

○東国原委員 どうも、地方分権という名ばかりで、ちょっと逆行しているような気がしてならないんです。

最高裁が、課税自主権を拡充するには、国政レベルで立法の推進に努めるしかない場面が生じるのはやむを得ないことというべきであるという裁判官の補足意見が述べられました。

地方からももちろん要望があつて、九都府市首脳会議の代表、神奈川県知事の黒岩さんなんですから、地方の課税自主権拡大を制度的に保障するように関係法令の抜本的見直しを求めるということなんですね。

だから、国の関与をなくして、地方の権限と責任のもと、地方の独自課税を進めるべきだともちらん考えますし、また、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障する、関係法令を抜本的に見直すべきだと思ふんですね。

ちなみに、自民党さんの憲法改正草案には、第八章地方自治、第九十六条に、「地方自治体の経費は、条例の定めるところにより課する地方税その他の自主的な財源をもつて充てることを基本とする。」これはすばらしい文章だと思います。それは、地方の事務経費は地方税やその他の自主的な財源でやることという意味だと思ふんですね。

また、公明党の憲法調査会、北側委員長が会長でいらつしやいますけれども、議論されている第八章の地方自治では、地方自治体の自立と責任の原則を規定する、そして、地方の課税自主権を明記とあるんですね。

これは私は大賛成なんです、ぜひやっていただきたいと思うんですけれども、これについてどういう御所見をお持ちか、大臣にお伺いします。

○新藤国務大臣 地方が独自の財源を持ち、そしてみずからの判断で地方を運営していく、これは地方自治の原点だと思います。ですから、その意味において、この課税自主権の拡大というものを我々は推進していきたいというふうに思っているわけでありまして。

しかし、既に委員からも、余りふえていないじゃないですかという御指摘がございましたが、要するに、地方税の制度というの何十年も使つてきて、ずっと運営してきているわけでありまして。ですから、あとは、それぞれの町でそれぞれの工夫によって課税できるもの、こういった余地がそれほど大きくないというか、おのずと限界があることというのは事実だと思います。

ですから、大枠としての分権改革というのが一つあります。それから、課税自主権というのは、自分たちで工夫をして、さらにそこに財源を安定化させるためのものを、工夫を入れていく。あわせて、やはり地方税そのものの充実、これもやっけていかなくてはいけないことではないか、このように思ふんです。

私どもの憲法の草案に出させていたでいるのは、その原理原則、当たり前のことであります。自分たちの地域は自分たちの手で運営できるように、それは権限と税であります、これを確保した上で、それぞれが工夫をしながら、全体として、国家としてすばらしい生活ができるようにしていこう、こういう趣旨を憲法の草案の中には盛り込ませていただいた、このように私は理解をしております。

○北側委員長 次に、佐藤正夫君。

○佐藤(正)委員 みんなの党の佐藤正夫です。

きょうは、NHKの会長初め経営委員長においでいただきまして、ありがとうございます。早速ですが、質問に入らせていただきたいと思います。

これまで、NHKの集中審議、さらには前回の総務委員会においても、NHKについていろいろお尋ねをしてみました。そのお尋ねと、また重複する点もあろうと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

前回の総務委員会で、どうして受信料を一〇%還元するようになったんですか、こういうお尋ねを何度もさせていただきました。その原因は、思いついたくないのですが、まさにNHKの不祥事等があったのではないのでしょうか、こういう言葉添えて、なおかつ、なぜそうなったんですかというお尋ねをしたところ、きょうおいでの福井参考人は、議事録に載っておりますけれども、「一〇%につきましては、我々から提案した数字じゃなくて、経営委員会の方から一〇%還元しろという提案がございまして」この答弁を繰り返されたんです。

そこで、まずお尋ねをしたいんですけども、経営委員長、なぜ一〇%還元ということになったのか、経緯を含めてお答え願いたいと思います。

○浜田参考人 浜田でございます。お答えいたします。

NHKは、御承知のように受信料収入によって運営されており、経営委員会は、効率的な経営を行うために明確な目標があると考え、前の三カ年経営計画に平成二十四年度以降の受信料一〇%還元を明記しました。

地上デジタル放送への完全移行という命題があったため、すぐに還元することは難しかったわけですが、前の三カ年計画を着実に実行し、合理的な経営を行えば、平成二十四年度以降の一〇%還元は可能であると考えました。

また、具体的に一〇%還元するという約束を計

画に盛り込むことによって、NHKの経営、組織全体がより引き締まり、受信料の増収や経費削減に向けて一層努力するのではないかと効果も考えたものであります。

以上でございます。

○佐藤(正)委員 何度も申し上げますが、その前提として何があったんですか、経営委員長。どうして一〇%還元になったんですかということをお尋ねしているんですよ。何もなくて、突然一〇%還元しろとなったんですか。

○浜田参考人 今委員の御質問の御趣旨は、不祥事があったから一〇%引き下げという判断に至ったのではないのかという御趣旨だと理解しておりますけれども、あくまでも効率的な経営を行うために経営委員会が判断したものでございます。

○佐藤(正)委員 ということは、これまでの経緯の中で、平成十六年にNHKのプロデューサーの番組制作費着服事件等あったわけですね。その結果として、不払い運動が起きたわけじゃないですか。そういうものを踏まえながら、NHKとして、また経営委員会として、還元すべき、ある意味では受信料を下げるという方に決まったのではなくて、今の経営委員長のお答えでは、ただ単に一〇%を還元することによって経費の見直しができるからというだけですか。

○浜田参考人 そのとおりであります。不祥事の対応は、理事が報酬をカットするとか、さまざまな形で対応をしたというふうに理解をしております。

○佐藤(正)委員 であるならば、経営委員会の考え方は、不祥事とは関係ない、不祥事があったときに役員の給与を下げたからそれで終わったんだという御認識であるということでしょうか。

○浜田参考人 はい、そういうことでござい

す。

○佐藤(正)委員 それでは、NHKの会長にも同じことをお尋ねしたい。

同じ認識でよろしいでしょうか。

○松本参考人 お答えいたします。

私は途中で引き継いでいますけれども、現在三カ年計画が発しておりますが、その前の計画をつくる中で、この計画をやつていけばそういうことができるのではないかと、こういうようなお話があり、私が引き継いだのは前の計画の三年目ですけれども、そのときにはもう既に収入が、リーマン・ショックとかそういうことでその計画どおりにはなっていない。

それからまた、前の計画をつくったときに、二十四年度、二十五年度というのを想定したものがあありますが、それと現在の収入と比べると、二十四年度で大体三百五十億程度、それから、二十五年度でいうと五百億程度、当時想定した収入と乖離がある、違っている、こういう現状がありまして、それを踏まえてこの還元の問題をどう取り扱うかということ、引き継いだ経営者として悩んで、経営委員会ともいろいろ議論をしてきた。こういう経過でございます。

○佐藤(正)委員 これはユーチューブで放送が入っていますので、国民の皆さんに訴えますが、基本的には、不祥事の問題については終わって、今は単純に経費を削減するために、その目標が一〇%だったということであるそうです。

私は、そうは思っていない。なぜなら、NHKの集中審議のときにも、給与が高いのではないのでしょうかというお尋ねをいたしました。国会でも何度かそういう御質問をされた。そのときに松本会長が言われたのは、いやいや、NHKというのは、公共放送もさることながら、ブランドを持っているんですよ、目に見えないブランド力がある、さらには知的集団だ、だから給与はこれだけ必要なんだ。

ブランド力を下げたのは一体誰なんですか。会長、誰がブランド力を下げていったんですか。お尋ねします。

○松本参考人 私がブランド力という言葉で言っておりますのは、NHKの競争業界というのはマスコミ業界であります。マスコミ業界との間で、

どちらがいい放送を出すか、番組を出すか、あるいは質のいいものを出すかということを努力しております。

そういう中で、まず、そういう人を採用する必要があるとございます。人を採用する際に、応募する方のメルクマールというのは、やはり、その企業が何ができるか、自分のそういう思いをどういうふうに果たせるかと、あるいは、報酬、処遇、そういうものが一つのメルクマールになると思います。もちろん、所在する場所とかそういうこともあると思いますが。

私は、NHKはマスコミの中でいい人材を確保して、公共放送の使命をきちっと果たしていく必要があるというふうにご考えております。その場合に、NHKのメリットというのは、NHKで仕事ができるという価値観がプラスアルファとしてあると思います。したがって、そのことと、企業レベルとあわせて、民間と、マスコミ界と競争できるという条件が必要なのではないか。そういう意味で、ブランド力、ブランドの価値、こういうことを言っております。

それから、NHKのそういう価値というものは、多分、信頼とかそういうことに結びつくんだと思いますが、そのことについては、私がつくり出した新しい計画では、四つの大きな柱の一つとして、信頼という柱を立てています。公共と信頼、そういうことを柱にして、その信頼を高めようということになっていきます。

そういうことで、ブランド力は、一時そういうときがあったかもしれませんが、現在それを必死になって回復し、それから、計画の中にはそれを評価していただくというシステムを導入いたしました。そのうち、公共と信頼、公正とか、そういう項目については八割以上の方に評価をいただいております。そういう意味では、そのブランド力は次第にもたえ、あるいはそれ以上に高めていけるのではないかと、こういうふうにご考えております。

○佐藤(正)委員 私が言うのは、過去がこうだった

たから悪いんですよと言っているわけじゃない、その原因はNHK本体がつくったということなんです。

NHK本体が不祥事を積み重ねてきた。そして、それを見て国民はどういう行動に移ったか。それは、受信料を払わないという行動に移ったんじゃないか。そこをしっかりと胸に刻みながらやっていかないとはいけません。その辺は、経営委員長として、経営をやる上においては一番根底の大事なことじゃありませんか。

その中で、今、松本会長が言われたように、士気を高めるために努力をされたんでしょ。しかし、国民には、まだまだそれは見えていませんよ。役員が給与をカットした事実はありません。それをもって一〇%の受信料の還元とは関係ないとは、国民の皆さんは思っています。ずれがありましょ。どうですか、経営委員長。

○浜田参考人 委員御指摘のとおり、私は、NHKの果たすべき役割は、いい番組をつくり、いい報道をして、いい経営をして、視聴者の皆様にお応えすることが基本だということに認識をしております。

○佐藤(正)委員 そんなの当たり前じゃないか。当たり前のことですよ、そんなことは。誰もが思っていますよ。それができなかったから問題になって、受信料の未納者がふえてきた。そこから発端があつて、何とか還元しなければならぬというふうになったんじゃないか。時系列に見れば、事実は誰でもわかる。国会でもそういう議論がなされたことは事実ですよ。

そこで、ここはもう行ったり来たり、水かけ論になるんじゃないか、ぜひ胸に刻んで、NHKというのは我々も信頼をしている公共放送ですから、そこが信頼を裏切ったということは物すごく重たいと思います。

そして、例えば、産経新聞ニュースに、五年で基本賃金一〇%削減。削減計画が出たんですね、経営委員長。出て、五年でおおむね一〇%削減したいこうと。

この中でも議論があつたのは、経営委員会の資料があります。議事録を見たらいろいろな御意見があつて、職員の削減をやるんだつたら、まず経営者から削減しないと職員の士気が上がらないよという議論もありました。そういうことを踏まえて、五年で基本賃金一〇%削減という方向性になったと思いますが、私の認識は間違っていないでしょうか。

○浜田参考人 私ども経営委員会も、委員御指摘のような判断に立つて、役員報酬のカットを決めたのでございます。

○佐藤(正)委員 それでも、高い、低いはいろいろあるんだろーと思ひますが、国民から見たら、高いかなというふうに思われているのが現実だと思ひます。それで、何度も何度も国会で議論がなされている。

それから、二十五年度から一部手当を廃止するということですが、どんな手当を廃止するんですか。

○松本参考人 お答えいたします。給与制度の改革というのを全体的にやりました。

これについては、実際にNHKの仕事は俯瞰しておりますと、やはり、年功序列とか年齢給とか経験年数とか、そういうものの比重が非常に大きいという要素がございます。それについては、やはり、努力する人がきちつと評価される、こういうふうにした方がいいのではないかと、こういうふうにした方が複雑でした。したがって、非常に、非常に制度が複雑でした。したがって、そういう制度を単純化して、わかりやすくして、そして、職員には評価についてもきちつと示していく、こういうふうにしたということ、全体の制度改革を行いました。

それから、同時に、賃金カーブの形を、評価を含めた形で順番に上がっていくような形のカーブに変える、その制度改革によりまして、五年でおおむね一〇%の給与水準が、下がるというのか、そこに落ちつくということがあります。それから、評価をするというためには、やはり

管理職がしっかりとしないといけないので、管理職の登用試験というのが明確でないところがございまして、管理職には試験をきちつとやる、それで登用する。登用する際に、やはりNHKとしての役割、その使命、そういうものを価値観として刻み込むと同時に、職員の評価ということについても真剣に取り組むという教育をして、その上で採用したい、こういうふうにしておりましょ。

それから、そのほかに、単純化するという意味では、手当、これはクリエイティブ手当という手当がございましたが、これについては廃止をするということ、廃止しております。

そのほかに、地方採用をするとか、いろいろな形の制度改革を行ひまして、それを、労働組合との間の交渉と職員への直接の説得、そういうことも踏まえて、既に決着をして進んでおります。

○佐藤(正)委員 細かいことは会長じゃなくて結構なんですけれども、クリエイティブ手当というのは何なんですか。どういう手当だったんですか。

○松本参考人 クリエイティブ手当というのは、まさにその言葉のとおり、創造ということですから、これは一般職員だけだったんですけれども、一般職員に対して自己啓発をするための時間と資金を与える、こういう制度です。

これについては、実質的な給与というふうなニュアンスも考えられましたので廃止するということで、廃止をいたしました。そういう意味で、これまであったんですけれども、それは廃止するというところで、やめました。

○佐藤(正)委員 要は、NHKは、自己啓発をするために個人個人に時間とお金をくれるわけですか。すごいですね。

それは幾らぐらいい金額なのかわかりませんが、大体どれぐらい払っていたんですか。

○松本参考人 お答えいたします。これは、おっしゃる通りに、私ども、まさにおかしいということなのでやめたということで、既に過去のもんですが、四万円を年二回支給して、

そして自己啓発をし、こういう趣旨のものでありました。

○佐藤(正)委員 一律四万円ということで、八万円なんじゃないか。ちよつと違うんじゃないですか。

○福井参考人 年二回支給がございまして、一人当たり一回四万二千円支給してございまして。年間八万四千円ということでございます。

○佐藤(正)委員 もうこの辺で次の質問に行かないと時間がなくなつてまいりましたが、受信料をいただいて、総括原価方式でやっていて、そんなに経費を積み立てていつ受信料を決める、まさに払っている方から見ればナンセンスですよ。そして、今言った個人の啓発をやるのに、やってもやって、不祥事が、払っていたときこそ不祥事が起きていた。とんでもない話ですよ。今後は、まだまだ手当等も見直すべきところがあるかと思ひます。

そして、前回の委員会でも御指摘しましたが、一〇%還元に向けて今後も努力をしていくことは考えられていると思ひますが、経営委員長、これから、まあ、東日本大震災も含めていろいろ経済状況もあつたんでしょ、一〇%削減、五年間でやっていくと、大体百億円以上の経費が出てくると思ひます。

その中で、経営委員長として、再度、七%ではなくて一〇%を目指すように、そういうお考えはありますか。

○浜田参考人 執行部にはさらなる経営努力を行つていただき、その成果を、大規模災害から国民・視聴者の生命と財産を守る公共放送の機能強化を図ることで視聴者の皆様に還元していくべきであるというふうにご考えております。(佐藤(正)委員「一〇%やりますか」と呼ぶ)いや、そういう意味では、今後出た剰余金については、先ほど申し上げましたけれども、今後さまざまな設備投資が予想されておりますので、そこに充当するべく備えた方がいいのではないかと現時点では考えております。

○佐藤(正)委員 ということは、一〇％は諦めた、もう七％で十分だと。そして、今の準備金は、建設積立金、建設準備金をしっかり持っている。

あるじゃありませんか、現に。ずっとためているじゃありませんか。経営委員長でしよう。経営委員長ですよ。経営委員長たる者、経営改革をもっとしっかり見ていくべきじゃありませんか。

経営委員会の議事録を見させていただいたら、例えば、交際費についても結構細かな議論をされていますよ。交際費も下げてきた、だけれども、現実には、余った分は余剰金としてお返しをして、それはプールをするというふうな議論もいっぱいなされていますよ。もともとともしっかりと中を見ていただきたい、このように思います。

そして、制作費等についても、NHKから例えばNHKエンタープライズ、そこに制作をお願いする。そのときの予算についても、やはり民間よりも随分高いようでありますから。そのエンタープライズから、また制作会社に落としていくんでしょ、ね。事実かどうかわかりませんが、ああ、事実なんです、ね。そういうことで事件があったこともありましたね。NHKが中抜きをやったという事件もありました。だから、そういうところにもしっかりとメスを入れていっていただきたいと思います。

松本会長も先ほど言われたクリエイティブなんというのは、まずなかったんでしょ、民間では余りない。だから、おかしいからやめてもらった。僕は冷静な判断だと思います。

それと、もう一点だけ。
NHK出版に天下り、我々は天下りと思っておりますが、そこに行つたときに、松本会長は、集中審議のときにこういうふうに言われました。優秀な経営能力を持っている方だから、そこに行つてもらった、天下りというよりも、人材を有効に活用したんだ。そのことに關して、前回の委員会で、どういう点で経営改善をされて、どういうことをされたんですかとNHKの方にお尋ねをしたら、こう言われました。単純に言えば、在庫整理しま

したと。そんなもの、在庫整理なんて誰でもすぐわかる話で、そのときに委員会が失笑が出ましたよ。それが優秀な、有能な方なんだろうかと。

こは、松本会長、ちよつとまた答弁をお願いします。

○松本参考人 その前に経営収支のことだけお話ししますと、今、収支均衡ということで必死になつて努力しております。しかし、私は、旗は、将来のNHKの公共放送のためにみんなもつと頑張れ、こういうことを言っております。その一番大きなものは、NHKの放送センターは老朽化していますから、これを建てかえる、そのためにみんな頑張れ、こういうことで走らせております。

したがって、二十四年度は頑張りました。二十五年年度は、またさらに四百億ぐらいの減収が、値下げで入ります。これを乗り越えてやらないといけないということ、今頑張っているところでございます。

それから、先ほど、出版のお話がありました。私は、在庫管理とか部数を減らすということ、はそう簡単ではないと思います。

というのは、出版会社は今、構造不況で業種的に経営を立て直すかという中で、発行部数というのは出版会社の看板なんです、顔なんです。したがって、それを減らすということは、その会社の価値をみずから落とすということになります。当然、広告料とかそういうものも下げられます。したがって、どういうふうな部数を落ちつかせるのかというのは、将来の経営にとって大変なことなんです。

しかも、部数を減らすと、それをどういうふうな本屋に配分するか。これは、本屋ごとに売り上げも違いますし、本の種類によつて違います。それは本屋とも交渉しなければなりませんし、あらゆる事柄をやるということがひつかかつてきます。

それから、一番あれなのは、それをやるかやらないかというのは、考えることは誰でもできるん

です。しかし、それを実行するかしないか、そこが経営者の価値観、価値が評価されるかどうか。その点から私は評価をする、こういうことであります。

○佐藤(正)委員 まあ、そういう方はたくさんいますよ、世の中。それだけ指摘しておきます。部数を減らしたのは、震災によつて配らなくてよくなった、結果として、では減していいや、単純な、そんなことだったじゃありませんか。調べたらよくわかりますよ。

その辺はもう結構です。ぜひ、一〇％還元に向けてさらなる努力をしていただくことをお願いしたいと思います。

NHKの皆さんには、ありがとうございます。続いて、電波利用料の軽減についてお尋ねをしたいと思います。

これも、前回の委員会で、放送法でNHKと民放に対して軽減措置が同率になっている、そこで、NHKは義務づけがされていますが、民放は努力義務、どうして義務と努力義務で同じ軽減率になっているんですか、かねというお尋ねをしましたが、再度この点についてお答え願いたいと思います。

○柴山副大臣 お答え申し上げます。

前回私の方から答弁をさせていただきましたけれども、この軽減規定の趣旨ということを少し整理させていただきたいと思ひます。

前回私が申し上げたとおり、サービスの持つ価値が大切であるかということ、それと、今御指摘のユニバーサルサービスが確保されているかどうか、これはそれぞれ法律で書き分けられております。

その中で、確かに、放送法においては、NHKに対しては、あまねく全国において受信できるように措置する義務を定めておりますし、また、民放に対しては、その放送対象地域においてあまねく受信できるように努める義務を課しており、このユニバーサルサービスの確保において、あたかも違う表現がなされていて、サービス内容が違う

ように受け取られるという趣旨だと思います。しかしながら、実態としては、同一放送対象地域において、中継局の基地数に關して、NHKと民放において乖離があるわけではありません。例えば、関東広域圏における中継局設置数、NHKが六百七十七局、在京キー局五社は各百五十九局と、決して遜色のない水準にあります。また、義務違反に対する罰則は、NHK、民放、それぞれございません。そういった実態が同一であるということが非常に重要です。

また、法律上も、放送法の目的として、「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障する」ということが第一条一号に規定されておりまして、通常の市場活動を超えた責務が法律により規定されているという点において、NHKと民放は異なるものはありません。

こういったことから、同様の軽減率を適用しているというように御理解をいただきたいと思ひます。

○佐藤(正)委員 であるならば、もう同じ条文にした方がいいですね、實際。

それと同時に、例えば北海道では、テレビ東京系のテレビ北海道、実は日ハムが日本シリーズに出たときに見られないところがたくさんあるんですよ、見られない地域が。こういう現状も実はあるんですよ。質問時間がなくなつて余り細かいことは言いませんが、現実ではそういう実態もある。

そこで、今度、例えば携帯電話についてお尋ねをしたんですが、携帯電話には普及努力義務というものはありませんというふうに、前回、総務委員会、吉良局長でよろしいんですか、お答えになりましたけれども、これはそのとおりでよろしいんですか。

○柴山副大臣 はい。前回局長から答弁をさせていただきましたとおり、電気通信事業法においては、その目的は、放送法第一条に書いてあるように今私が紹介した、普及に關する規定というものはありません。ですので、このような軽減率は現在適用していいということであります。

ただ、本件も含めて、料額の算定に当たっては、今広く意見募集を行った上で検討しているという状況でございます。

○佐藤(正)委員　そこで、先ほど来から8Kの話とか出て、要するに空き地をつくらなきゃという、これはもう一番大前提だと思えます。空き地をつくって携帯電話にその空き地を渡したときに、実は、携帯電話事業者の方には、認定後七年後までに全ての管内で人口カバー率八〇%をそれぞれ達成すること入っているんですね。そのときは普及しなさいということを行っているんですよ。携帯電話にその枠を上げるときに言っているんです。よ。恐らく、この法律ができたときには、携帯電話がこんなに普及するとは考えていなかったんだらうと思うんですね。

そこでお尋ねをしますが、この事実を踏まえたときに、先ほど検討されていると言っていました、やはりそろそろ少し考え方を変えるときが来たのではないかなと思います、いかがですか。

○柴山副大臣　今答弁をさせていただいたとおり、電波利用料のあり方に関する検討委員会が、私あるいは橋政務官を筆頭として開かれております。その中で、今委員から御指摘のあったような実態も踏まえて、また一般の意見も踏まえて検討させていただいているところでございます。

○佐藤(正)委員　済みません、総務大臣にお尋ねする時間がなくなりました。

ありがとうございます。

○北側委員長　次に、塩川鉄也君。

○塩川委員　日本共産党の塩川鉄也です。

今地方でも都市部でも医師不足が深刻な社会問題となっております。今全国で医師増員を求める取り組みが広がっております。その中で、医学部新設抑制方針の見直しを求める声も広まっております。

首都圏の埼玉県などからも要望が出され、例えばことし三月二十七日、埼玉県議会は、医師不足の解消に不可欠な医学部新設の方針決定等を求める意見書を全会一致で採択しております。医学部

新設を認可する明確な方針を速やかに決定することとを要望しています。市町村議会でも同様の意見書が採択されておりますが、新藤大臣、埼玉では深刻な医師不足を背景に医学部新設を求める運動が広がっている、こういうことは御存じでしょうか。

○新藤国務大臣　所管としては、私どもにその意見書をいただいているわけではありませんが、県議会や県政においてそういう動きがあるということとは私も承知をしています。

○塩川委員　埼玉県内の七十市町村のうち二十四の市町村議会でも医学部新設を求める意見書が採択されていると承知しています。東日本大震災の被災県からも医学部新設要望が出され、京都や栃木、神奈川、千葉でも新設を求める動きがあると承知しております。

そこで、医学部定員に関するこれまでの国の取り組みの経緯を文部科学省に確認したいと思えます。

一九八一年、昭和五十六年までの医学部新設の取り組みについて、まず説明していただけますでしょうか。

○山野政府参考人　お答えいたします。

医学部の新設につきましては、昭和四十八年の閣議決定がございまして、その時点では、医学部であるとか医科大学がないという県がまだ存在してございまして。そういう県をなくそうという閣議決定がございました。

それを受けまして、そういう医学部がないような県におきましては医学部の整備というのが進んでございまして、昭和五十六年でございますが、最後には琉球大学に医学部ができたということで、四十七都道府県に全て、まあ県によつては、例えば東京のようにたくさん大学があるということと、学部ができたというようになってござい

ます。

までに全国に医学部が整備された。

そこで、重ねてお尋ねですが、こういった医科大学、医学部のない県を解消する、このことを掲げた理由というのは何なんでしょうか。

○山野政府参考人　お答えいたします。

当時の状況を言いますと、人口もふえており、経済も発展しており、医療も昔に比べれば高度化していったというような状況の中で、やはりそれぞれの地域においてきちんと医師の存在というのが重要であるというふうな趣旨だと理解してござい

ます。

○塩川委員　それぞれの地域にしっかりと医師を養成することが必要だという趣旨ということであり

ます。

そこで、引き続きお尋ねしますが、この医科大学、医学部のない県を解消するというのは国立大学においてという方針だと承知していますが、その点を確認したいということと、実際に医科大学、医学部のない県において国立大学によらず整備された県がどこに当たるのか、この二点についてお答えください。

○山野政府参考人　お答えいたします。

当時の方針は、別に国立大学だけに限ったところではございません。例えば、委員御出身の埼玉県は埼玉医科大学という私立でございまして、当時新設したというわけじゃないですが、岩手県なんかも岩手の医科大学は私立でござい

ます。

そういうことで、基本的には国立大学で有しているところも多いのは確かなんです、国立だけでやったというふうな事情はございません。

○塩川委員　岩手の医科大学は昭和二十七年ですから、ない県ではありませぬけれども、要するに、国立ではなくて私立大学で医学部、医科大学のない県を解消するというところがあるということでしょうか。

一九八一年までに全国の都道府県に医学部、医科大学が設置をされました。各都道府県の医師不足解消に当たって、その都道府県、その地域に医師の養成を図ることが必要、医学部を設置するこ

とが重要だという認識があったわけであり

ます。

そこで、続けてお尋ねしますが、その後、医学部定員の抑制策がとられました、その中身がどのようなものだったかについてお答えください。

○山野政府参考人　お答えいたします。

その後、厚生労働省におきます医師の需給推計なんか踏まえて、昭和五十七年でございますが、閣議決定がなされてございます。その中で政府全体の医師抑制方針というものが打ち出されたということで、その後、医学部入学定員を抑制してきたということでござい

ます。

その方針は、平成九年においても閣議決定がござい

ますが、それでも維持されてきているという状況でござい

ます。

それを受けまして、当時でございますが、そういう方針は昭和五十六年から平成十九年まで続いたわけなんですけれども、その過程におきまして、定員の数でございますが八千二百八十名から七千六百二十五名ということで、六百五十五名の削減が行われたというふうなことでござい

ます。

○塩川委員　中身の確認ですけれども、昭和五十七年、一九八二年、行革方針がありまして、医師養成数については一〇%の削減目標、また医学部の新設はこれを認可しないということを方針として確認したと承知していますが、そのとおりでいいでしょうか。

○山野政府参考人　お答えいたします。

今委員御指摘のとおりでござい

ます。

○塩川委員　医学部の定員を減らす、医学部の新設は認めないという方針だったわけですが、それが転換をしまして、医師の養成を図るという方針がこの間進められてきているわけですね。平成二十年度から、医学部の入学定員増が図られてきております。

その点について、なぜこれまでの医師養成の抑制政策を転換し、医学部入学定員の増加を図る方針へと転換したのか、その理由についてと、実際どのような取り組みをこの間行ってきたのか、この二点についてお答えください。

○山野政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のように、近年は、地域の医師不足でありますとか、地域偏在というものが指摘されるような状況になってきたということでございまして、平成十八年度に、厚生労働省の医師需給推計というものがなされました。その間の動向も踏まえまして、平成十八年度でございしますが、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省の四大臣合意というものがございまして、その中で、やはりこういう地域の医師不足にはきちんと対応しようということ、平成二十年度より医学部定員の増加を行ってまいります。

その結果といたしまして、平成十九年度には七千六百二十五名だったわけなんです、今年度におきましては、そこから千四百十六名増員を図ってまいります。

その過程において、増員の仕方につきましては、初年度の平成二十年度には、医師不足が深刻な十県でありまして、医師養成数が少ない県なんかを対象に増員を行って、近年では、御案内のとおり、地域枠と称してありますが、各自自治体が生徒に対して奨学金を出す、そのかわりその生徒は卒業した後その県に残って医者として働くという条件で奨学金を出すというふうな、多少県によってばらつきはありますが、そのような地域枠を中心にしたしまして、一部は研究医枠とか歯学部のようにかえ卒なんかもございますが、基本的には、そのようななるべく高校を卒業した後に地元に残ってもらうというふうにインセンティブを与えるような施策と連動しながら、定員の増加を図ってまいります。

○塩川委員 こういった抑制方針を転換したという背景として、地域の医師不足、医師の偏在の問題がある。私に言わせれば、この間の行革方針によって社会保障抑制政策がとられて、地域医療の崩壊が社会問題となって、世論と運動に押されて医師養成の増員に踏み出さざるを得なかったということでもあります。

ただ、その医師養成増員の仕組みについては課

題があると考えています。

今御答弁にもありましたように、医師不足県に対して措置をするとか、あるいはこの間の医学部の定員減をもとに戻すだとか、あるいは地域枠の話もありました。その点、ちよつと中身で確認をしたいんですが、新医師確保総合対策では医師不足県における暫定的医師養成増についての方針を決めました、この医師不足県の基準というのはどうなっていたんでしょうか。

○山野政府参考人 お答えいたします。

当時、委員御指摘の点は平成二十年度の増員部分だと思ひますが、そのときの医師不足が深刻な十県といひますのは、人口当たりの医師数及び面積当たりの医師数という両方の計数から見て医師が不足しておるような県として十県が選定されてございます。

また、あわせて医師養成数が少ない二県、当時でいうと和歌山県とかでございますが、そういうところも入ってございます。

○塩川委員 つまり、医師不足県という場合に二つの要件がかかっている。一つは人口当たりの医師数で、平成十六年の人口十万人当たり医師数が二百未満。また、面積関係の要件として百平方キロ当たり医師数が六十以上の県は除外をするということですから、対象となった医師不足県というのは、青森、岩手、秋田、山形、福島、新潟、山梨、長野、岐阜、三重、東日本の県を中心に増員が図られました。これ自身は重要なことであります。

ただ、面積要件がありますと、人口当たりの医師数が少なくても、都市部では対象とならないということもここで生まれてくるわけであります。次に、緊急医師確保対策における医師養成増員の方針がどのような仕組みとなっているのかについて御説明ください。

○山野政府参考人 お答えします。

一番初年度は、そのように一つの指標を用いて、医師が少ない県というのを特定しながらそこを重

点的にとやめたわけなんです、その後は、全ての都道府県、やはりそれぞれの事情がございまして、今言いましたような自治体の奨学金とかとパッケージにしながら、必要なところにふやしていったというふうなことでございます。

○塩川委員 緊急医師確保対策においては、地域における医師不足の状況に鑑み、将来の医師の養成を前倒しするとの趣旨のもと、全都道府県を対象に、最大五名まで、北海道は十五名まで上乗せすることを可能とする。つまり、実質、全都道府県一律の上乗せ措置となっていたということでしょうか。

○山野政府参考人 お答えします。

御指摘のとおりでございます。

○塩川委員 ですから、全都道府県一律の上乗せ措置が基本となっております。

さらに、骨太方針の二〇〇八では、過去のピーク時の医学部定員まで増員することを可能とする仕組みもつくりました。これは、医学部抑制方針も続いて、減らしてきました、だから医学部の過去のピークの定員までは戻しようということ、これを可能とする仕組みを骨太でも入れたわけであり

ます。これら一連の措置がとられたわけですが、その上で、厚生労働省に確認をします。人口十万人当たりの医師数について、全都道府県下から五つ挙げるとしたらどこになるでしょうか。

○高島政府参考人 お答えいたします。

医療施設に従事する人口十万人対医師数、これは全国平均で今二百十九人でございますが、少ない県でございます、下から、埼玉県が百四十二・六と、最も少なくなっております。その次が茨城県百五十八人、千葉県、新潟県、岩手県、これが少ない五県でございます。

○塩川委員 全国平均二百十九人に対し、最も少ないのが埼玉、次が茨城、その次が千葉ということ、下から三つ、ワーストスリーが首都近郊の

三県になっております。つまり、首都近郊を中心に、東日本で人口当たりの医師数が少ない傾向にある。

文部科学省にお尋ねしますが、全都道府県単位で見ただけに、人口当たりの医学部定員数を見ると、人口当たりの医学部の定員が少ない県というのは下から五つ挙げるとどこに当たるでしょうか。

○山野政府参考人 お答えいたします。

医学部の定員ということを考える場合には、実際上は、その県だけでなくて、近隣の状況とかいろいろ考える必要があるかと思いますが、非常に単純に各県の人口当たりの医学部定員数、入学定員数を下から言いますと、順番に、埼玉県、千葉県、静岡県、茨城県、兵庫県の順になってございます。

○塩川委員 首都近郊など、都市部において人口当たりの医学部の定員が少ない、医師養成数が少ないということが見てとれるわけであります。

医師不足県への増員策といひながら、面積当たりの医師数という要件をかけているために、都市部が対象外となっていた。また、全都道府県一律の上乗せ措置を加えても、そもそも人口の多い埼玉や千葉、茨城などにおける医師養成のおくれを打開することができない。つまり、この間の国の医学部定員増加策では対応できない問題があるのではないのか。

一九八二年の行革方針を受けて、医師養成数の削減とともに、医学部新設を認可してこなかった。医師養成数は増員措置をとることにしたが、医学部新設抑制方針は変更していないわけであり

ます。そこで、文科省にお尋ねしますが、今までの医学部定員の増加策では、医師数の少ない県において医学部定員が小さいという状況が変わらないもとは、このような首都近郊での医師養成のおくれに対応できないんじゃないのか、このように考えますが、いかがですか。

○山野政府参考人 お答えいたします。

恐らく、そういう医学部の入学定員をどうする

かという問題につきましては、やはり複層的な要素を加味する必要があるかと思ひます。

埼玉県であるとか千葉県と言ひましたが、近隣の東京にはたくさんの方々がいます。そういうことも加味しながら対応するし、例えば、埼玉県であっても、埼玉医科大学も、最近では、地域枠なんかを活用して、たしか二十一名ぐらいの定員増を図っているところがございます。そういうことを、単純に形式的に人数がどうというの、もちろんそれがまず重要なんですけれども、やはりいろいろな要素を加味しながら、どうやって地域の医師不足とか地域偏在というものをなくしていくかということを総合的に考える必要があるかと思ひます。

○塩川委員 東京に医学部が集中しているといつても、別に東京の医学部に埼玉の医師枠なんてあるわけじゃないですから。

そういう点でいっても、もともと医学部が限られている、人口がふえる都市部においては、決まった医学部の定員の枠内で増員策を、幾ら都道府県一律の上乗せ策をやつても、実際、首都近郊などにおける、都市部における医師不足の解消につながるような増員策を図れないのではないのか、これがやはり大もとにあるわけでありまして。

ですから、医学部の定員については削減を改めて増員としたわけですから、医学部の新設を抑制する方針もぜひとも改めるべきだと思ひますが、この点について、文科省はいかがですか。

○山野政府参考人 お答えいたします。

今ある議論がありますように、地域の医師確保につきましては、まず医師の養成数の増加というものに加えて、最近では、それに合わせて、地域枠なんかも踏まえながらでございますが、偏在解消のためのいろいろな取り組みとか、あと、卒業した後の研修医制度のあり方をどうやって見直していくか、定着するようにしていくとか、例えばでございますが、今の医学部の学生の三分の一は女性でございますから、そういう女性の医師になる人がいかに定着していくかというよう

な施策も含めて、いろいろな物事をパッケージで、総合的に考えていく必要があるかと思ひます。

ちなみに、御指摘ありましたような医学部の新設につきましては、委員御指摘のように、やはり中長期的な医師確保策として医学部をつくるべきだ、そういう強い意見もございまして。

その一方で、長期的には、少子化であるとか人口が減ってくるわけですから、やはり医師数が過剰になっていくんじゃないかというように、そういう場合に調整ができないんじゃないかというように懸念があるとか、医学部新設に合わせまして、今医学部では教育に合せて附属病院なんかも設置する必要があるが、それに合わせていく、そういうことで地域医療を壊すんじゃないかというように議論もございまして。

そのような両論が、まさにそれぞれ両論ともかなり強い意見としてあるわけございまして、そういう意見も踏まえながら、今私が言いましたように、医学部の定員をどうするか、新設をどうするかという問題につきましては、例えば、我が国が高齢化が進んでいくとか人口が減っていく、そういう中で今後の医療体制をどうするかとか、社会保障体制をどうするか、そういう大きな議論も踏まえながら、やはり総合的に、文科省だけじゃなくて、厚労省などとも連携しながら対応していかなければならないと思ひます。

○塩川委員 首都近郊の各県などは、急速な高齢化という問題も実際に生じてくる、そういう点での必要な医師の確保の問題も出てくるわけで、私は、改めて、医学部をつくることと医師数が必要だとかという議論なんかもあるわけですが、それども、そもそも、日本の医師数というのが国際的に見ても少ないんだという現状認識から出発する必要があるんじゃないのか。

例えば、OECDの調査などを見ても、国際比較で、OECDの人口千人当たりの臨床医師数をみると、平均が三・一に対し、日本が二・二。OECD加盟国の平均よりも十四万人も少ないとい

う現状があります。

こういった点を踏まえて、しっかりとした増員策を大きく打ち出して、医師養成を拡大すると同時に必要な場所に医学部の新設を認める、こういう方向にこそ、今改めて踏み出していくときだと思ひます。

この点で、文科省、もう少し工夫の余地があるんじゃないのかと思ひますけれども、どうですか。

○山野政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘の点を排除するとかというんじゃなくて、そういうことも含めて、今の地域の医師不足であるとか、今後の我が国の医療体制を、高齢化が進むとかそういう中でどうやって対応するかという中で、委員御指摘の点も含めてパッケージで、本当にどういう施策がいいかということを検討していきたいというふうに考えてござい

ます。

○塩川委員 医師養成の増員策を図る最初の四大臣合意の当事者の一人が総務大臣であります。新藤大臣にお尋ねしますが、やはりこういった医師養成に当たって、医師不足の県において、しかるべく医学部の新設を求める、そういう地方の要望に対して、真摯に国として受けとめていく、しかるべく対応を行っていく、このことが求められていると思ひますが、この点についての大臣のお考えをお聞かせください。

○新藤国務大臣 医学部の設置に関しましては私の所管ではありませんが、しかし、そもそも、委員も私も住んでいる地域でもありますし、それぞれの地域において医師不足というものは解消をしていかなければならない、安心の医療体制を構築するというのは日本全体の課題である、このように思ひます。

そして、そういったことを含めて、地域の実情等も踏まえたそういうきめ細やかな対応、これは政府としてやっていくべきであるというふう

に思ひます。

○塩川委員 医師不足の根本原因というのが、医者がふえると医療費が膨張する、こういう理屈のもとで医師抑制を図ってきた歴代政権の責任は極めて重大だと言わざるを得ません。抜本的な医師養成、そして医学部の新設、これを可能とするような国の支援策を強く求めて、質問を終わります。

○北側委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後零時三十分再開

○北側委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日付託になりました内閣提出、参議院送付、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。新藤国務大臣。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○新藤国務大臣 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

住民に対する行政サービスの向上や行政の効率化を図るとともに、地方がみずからの発想でそれぞれの地域に合った特色ある行政を行うことができるよう、国と地方の役割分担の見直しを中心とした地方分権改革を推進することが求められております。

本法案は、地方分権改革推進委員会の勧告等を踏まえ、地方公共団体に対する義務づけ・枠づけを規定している関係法律を改正する等、所要の措

置を講ずるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

地方公共団体に対する義務づけ・枠づけについては、これまで成立した二次にわたる一括法により見直しが具体化されたことに引き続き、残された義務づけ・枠づけについて、地方からの提案に係る事項、通知・届け出・報告、公示・公告等及び職員等の資格・定数等を中心に、関係法律の改正を行うこととしております。

また、住民に最も身近な行政主体である市町村が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の権限を市または特別区へ移譲することとし、関係法律の改正を行うこととしております。

このほか、施行期日及びこの法律の施行に關し必要な経過措置について規定するとともに、関係法律について必要な規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○北側委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る六日木曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後零時三十分散會

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章 内閣関係(第一条―第五条)

第二章 総務省関係(第六条―第十四条)

第三章 文部科学省関係(第十五条―第十八条)

第四章 厚生労働省関係(第十九条―第三十六条)

第五章 農林水産省関係(第三十七条―第四十条)

第六章 経済産業省関係(第四十一条―第四十九条)

第七章 国土交通省関係(第五十条―第七十条)

第八章 環境省関係(第七十一条―第七十四条)

附則

第一章 内閣関係

(地方青少年問題協議会法の一部改正)

第一条 地方青少年問題協議会法(昭和二十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項を削る。

(道路交通法の一部改正)

第二条 道路交通法(昭和二十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第一百七条の六に後段として次のように加える。

この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

(交通安全対策基本法の一部改正)

第三条 交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「の各号」を削り、同項に次の一号を加える。

七 その他都道府県知事が必要と認めて任命する者

(中心市街地の活性化に関する法律の一部改正)

第四条 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

・第四十条第二項中「を検討し、意見を付して、主務大臣に送付するものとする」を「に關し意見を付すことができる」に改める。

(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正)

第五条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項を削り、同条第二項中「委員は」を「委員会の委員(以下この条及び次条第二項において「委員」という。)は」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、「ほか」の下に「委員の定数及び任期その他」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、委員の定数及び任期については、国家公安委員会の定める基準を参酌するものとする。

第二十一条第六項を同条第四項とする。

第二百九十二条中「第二十一条第五項」を「第二十一条第三項」に改める。

第二章 総務省関係

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百六十三条の二第三項を削る。

第二百八十五条の二第二項中「報告し、前項の規定により広域連合を設けるべきことを勧告したときは直ちにその旨を総務大臣に」を削る。

別表第二「建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の項中「添える」を「付する」に改める。

(消防組織法の一部改正)

第七条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「政令」を「これらの職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格として市町村の条例」に改め、同条に次の一項を加える。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たつては、同項に規定する者の資格の基準として政令で定める基準を参酌するものとする。

第三十三条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

(消防法の一部改正)

第八条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条の八第一項中「その旨を総務大臣に報告するとともに」を削る。

第十三条の十九第二項中「総務大臣に報告するとともに」を削る。

(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第四百一条の二第四項を削り、同条第五項中「委員」を「道府県固定資産評価審査会の委員」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

(地方公務員法の一部改正)

第十条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第一項中「二年を超えない範囲内において」を「当該修学に必要なと認められる期間として」に改める。

第二十六条の三第一項中「職員」を「高年齢として条例で定める年齢に達した職員」に、

「当該職員が、当該職員に係る定年退職日(第二十八条の二第一項に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。)から五年を超えない範囲内において条例で定める期間さかのぼつた日後の日で、当該申請において示した日からその定年退職日までの期間中」を「当該職員が当該条例で定める年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(第二十八条の二第一項に規定する定年退職日をいう。)までの期間中」に改める。

(行政書士法の一部改正)

第十一条 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項中「その旨を総務大臣に

1111

第四十四条第一項に次のただし書を加える。
ただし、第四十二条の二の規定により当該財産を処分するときは、この限りでない。

第五十五条中「特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（以下「一般地方独立行政法人」という。）を「一般地方独立行政法人」に改める。

第五十九条第一項中「この章において」を削る。

第六十一条中「この章において」を削る。

第六十六条第二項中「備えて置かなければ」を「備え置かなければ」に改め、同条第三項及び第四項中「格別」を「各別」に改める。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置

（職員の引継ぎ等）

第六十七条の二 第八条第二項の規定により特定地方独立行政法人を一般地方独立行政法人とする定款の変更を行う場合において、当該定款の変更が効力を生ずる際現に定款変更前の特定地方独立行政法人（以下この章において「定款変更前の法人」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該定款の変更が効力を生ずる日（以下この章において「定款変更日」という。）において、定款変更後の一般地方独立行政法人（以下「定款変更後の法人」という。）の職員となるものとする。

第六十七条の三 前条の規定により定款変更後の法人の職員となつた者（地方公共団体を任命権者の要請に応じ地方公務員法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職した者又は特定地方独立行政法人を任命権者の要請に応じ第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職した者に限る。）に対する同法第二十

九条第二項（第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、当該定款変更後の法人の職員を同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等とみなす。

第六十七条の四 定款変更後の法人は、第六十七条の二の規定により当該定款変更後の法人の職員となつた者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の定款変更前の法人の職員としての引き続いた在職期間（定款変更前の法人が移行型特定地方独立行政法人であつて当該定款変更前の法人の職員として退職したものとしたならば第六十一条本文の規定の適用を受けることとなる者にあつては、当該定款変更前の法人を設立した地方公共団体の職員及び当該定款変更前の法人の職員としての引き続いた在職期間、定款変更前の法人が第六十七条に規定する合併後の法人であつて当該定款変更前の法人の職員として退職したものとしたならば同条本文の規定の適用を受けることとなる者にあつては、同条本文の規定により当該定款変更前の法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとされる在職期間及び当該定款変更前の法人の職員としての引き続いた在職期間）を当該定款変更後の法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が定款変更前の法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

第六十七条の五 定款変更後の法人は、定款変更日の前日に定款変更前の法人の職員として在職し、第六十七条の二の規定により当該定款変更後の法人の職員となつた者のうち当該定款変更日から雇用保険法による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該定款変更後の法人を退職したものであつて、その退職した日までに当該定款変更前の法人の職員と

して在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定に相当する当該定款変更前の法人の退職手当の支給の基準（第五十一条第二項に規定する基準のうち退職手当の支給に係るものをいう。）の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、当該規定の例により算出した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。ただし、その者が当該定款変更前の法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、国家公務員退職手当法第十条の規定に相当する退職手当の支給の基準（第五十七条第二項に規定する基準のうち退職手当の支給に係るものをいう。）の規定による退職手当の支給を受ける定款変更後の法人の職員については、適用しない。

（労働組合についての経過措置）

第六十七条の六 第六十七条の二に規定する場合において、当該定款の変更が効力を生ずる際現に存する地方公営企業等の労働関係に関する法律第五条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が第六十七条の二の規定により定款変更後の法人の職員となる者であるものは、当該定款変更の際労働組合法の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、定款変更日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、定款変更日から起算して六十日を経過する日まで

は、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

第六十七条の七 第六十七条の二に規定する場合において、定款変更日前に地方公営企業等の労働関係に関する法律第十二条の規定に基づき定款変更前の法人がした解雇に係る労働委員会に対する申立て及び労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 第六十七条の二に規定する場合において、当該定款の変更が効力を生ずる際現に労働委員会に係属している定款変更前の法人とその職員に係る地方公営企業等の労働関係に関する法律の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する同法第七条及び第十四条から第十六条までに規定する事項については、なお従前の例による。

第百条を第百三十一条とする。
第九十九条第十号中「第八十九条第二項」を「第百三十一条第二項」に改め、同条第十二号を削り、同条第十二号中「第九十二条第二項」を「第八十八条第二項」に改め、同条第十一号とし、同条第十三号中「第九十二条の八第一項」を「第九十六条第一項」に改め、同条第十二号とし、同条第十四号中「第九十二条の八第一項」を「第九十六条第一項」に改め、同条の八第一項を「第九十六条第一項」に改め、同号を同条第十三号とし、同条に次の一号を加える。

十四 第百二十二条第一項の規定による設立団体の長の命令又は同条第四項の規定による総務大臣若しくは都道府県知事の命令に違反したとき。

第九十九条を第百三十条とする。
第九十八条中「第八十八条第一項」を「第百三十一条第一項」に改め、同条を第百二十九条とする。
第九十七条を第百二十八条とする。

第十章を第十二章とする。 第九章中第九十六条を第二百二十七条とする。 第九十五条中「及び第九十二条第一項」を、「第八十八条第一項第一号、第八十八条第一項及び第二百二条第一項」に改め、同条を第二百二十六条とする。 第九十四条を第二百二十五条とする。 第九十二条から第九十三条までを削る。 第九十一条第二項中「第九十一条第一項」を「第二百二十四条第一項」に改め、同条第四項中「第九十一条第三項」を「第二百二十四条第三項」に改め、同条を第二百二十四条とする。 第九十条第一項中「第二項ただし書」の下に「第四十二条の二第一項、第二項及び第三項ただし書」を加え、「第八十八条第一項」を「第二百二条第一項」に改め、同条第二項中「第二百二条第一項」の下に「第六条第四項」を加え、同条第三項中「事項が」の下に「第六条第四項又は」を加え、同条第五項中「第九十条第四項」を「第二百二十三条第四項」に改め、同条を第二百二十三条とする。 第八十九条を第二百二十二条とし、第八十八条を第二百二十一条とする。 第九章を第十一章とし、第八章の次に次の二章を加える。 第九章 解散及び清算 (解散) 第八十八条 地方独立行政法人は、次に掲げる場合に解散する。 一 解散について、設立団体がその議会の議決を経て第七条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたとき。 二 合併により消滅したとき。 2 地方独立行政法人は、解散した場合（前項第二号の規定により解散した場合を除く。次条及び第二百五条において同じ。）において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、地方独立行政法人に出資した地方公共団体に對し、これを定款で定めるところにより	分配しなければならない。 (清算の開始原因) 第八十九条 地方独立行政法人は、解散した場合には、この条から第百五条までの規定の定めるところにより、清算をしなければならない。 (清算中の地方独立行政法人の能力) 第九十条 解散した地方独立行政法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。 (清算人) 第九十一条 地方独立行政法人が解散したときは、理事長、副理事長及び理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。 (裁判所による清算人の選任) 第九十二条 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。 (清算人の解任) 第九十三条 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。 (清算人の届出) 第九十四条 清算人は、その氏名及び住所を地方独立行政法人の業務を監督する官庁に届け出なければならない。 (清算人の職務及び権限) 第九十五条 清算人の職務は、次のとおりとする。 一 現務の終了 二 債権の取立て及び債務の弁済 三 残余財産の引渡し 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができ、(債権の申出の催告等) 第九十六条 清算人は、その就職の日から二月	以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除外することができない。 3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。(期間経過後の債権の申出) 第九十七条 前条第一項の期間の経過後に申出した債権者は、地方独立行政法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができない。 (裁判所による監督) 第九十八条 地方独立行政法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができ、 3 地方独立行政法人の解散及び清算を監督する裁判所は、地方独立行政法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができ、 4 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができ、 (清算終了の届出) 第九十九条 清算が終了したときは、清算人は、その旨を地方独立行政法人の業務を監督する官庁に届け出なければならない。 (解散及び清算の監督等に関する事件の管轄) 第一百条 地方独立行政法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。	(不服申立ての制限) 第一百一条 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。 (裁判所の選任する清算人の報酬) 第一百二条 裁判所は、第九十二条の規定により清算人を選任した場合には、地方独立行政法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。 (即時抗告) 第一百三条 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができ、 (検査役の選任) 第一百四条 裁判所は、地方独立行政法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。 2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第二百二条中「清算人及び監事」とあるのは、「地方独立行政法人及び検査役」と読み替えるものとする。 (費用の負担) 第一百五条 設立団体は、地方独立行政法人が解散した場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、当該地方独立行政法人に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部を負担しなければならない。 第十章 合併 第一節 通則 (合併) 第一百六条 設立団体は、その設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との合併をすることができ、 (合併の制限) 第一百七条 地方独立行政法人の合併は、次の各号に定める場合に限り、行うことができる。
--	---	---	--

この場合において、合併後存続する地方独立行政法人又は合併により設立する地方独立行政法人は、それぞれ当該各号に定める地方独立行政法人でなければならない。

一 合併をする地方独立行政法人が特定地方独立行政法人のみである場合 特定地方独立行政法人

二 合併をする地方独立行政法人が一般地方独立行政法人のみである場合 一般地方独立行政法人

第二節 吸収合併

（吸収合併）

第百八条 設立団体がその設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との吸収合併（地方独立行政法人が他の地方独立行政法人とする合併であつて、合併により消滅する地方独立行政法人の権利及び義務の全部を合併後存続する地方独立行政法人に承継させるものをいう。以下この章において同じ。）をしようとする場合には、吸収合併に係る地方独立行政法人の設立団体（以下この節において「関係設立団体」という。）は、協議により次に掲げる事項を定め、第七条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

一 吸収合併後存続する地方独立行政法人（以下この章において「吸収合併存続法人」という。）及び吸収合併により消滅する地方独立行政法人（以下この章において「吸収合併消滅法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地

二 吸収合併がその効力を生ずる日（以下この章において「効力発生日」という。）

三 吸収合併存続法人の定款の変更

2 前項の場合においては、関係設立団体の長は、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の協議については、関係設立団体の議会の議決を経なければならない。

4 第一項及び前項の場合において、関係設立団体が一であるときは、当該関係設立団体が、その議会の議決を経て第一項に掲げる事項を定めるものとする。

5 第一項の規定により関係設立団体が定めた吸収合併存続法人の定款の変更については、第三項又は前項の規定による関係設立団体の議会の議決があつたことをもつて第八条第二項の規定による吸収合併存続法人の設立団体の議会の議決があつたものとみなし、第一項の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたことをもつて同条第二項の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたものとみなす。

（吸収合併の効力の発生）

第百九条 前条第一項の認可があつた場合には、吸収合併存続法人は、効力発生日に、吸収合併消滅法人の権利及び義務を承継する。

（吸収合併消滅法人の債権者の異議）

第百十条 第百八条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸収合併消滅法人は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類（次項において「吸収合併に関する書類」という。）を作成し、かつ、当該吸収合併消滅法人の債権者（次項、第五項及び第六項において「債権者」という。）の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

一 吸収合併をする旨

二 他の吸収合併消滅法人及び吸収合併存続法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 吸収合併消滅法人及び吸収合併存続法人の財務諸表に関する事項として総務省令で定める事項

2 吸収合併消滅法人は、前項の規定により吸収合併に関する書類をその事務所に備え置くまでに、債権者に対し、異議があれば当該吸

収合併に関する書類を備え置いた日から一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、吸収合併消滅法人による各別の催告は、することを要しない。

4 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

5 債権者が第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該吸収合併を承認したものとみなす。

6 債権者が異議を述べたときは、吸収合併消滅法人は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（吸収合併存続法人の債権者の異議）

第百十一条 第百八条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸収合併存続法人は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類（次項において「吸収合併に関する書類」という。）を作成し、かつ、当該吸収合併存続法人の債権者（次項、第五項及び第六項において「債権者」という。）の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

一 吸収合併をする旨

二 吸収合併消滅法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人の財務諸表に関する事項として総務省令で定める事項

2 吸収合併存続法人は、前項の規定により吸収合併に関する書類をその事務所に備え置くまでに、債権者に対し、異議があれば当該吸収合併に関する書類を備え置いた日から一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、吸収合併存続法人による各別の催告は、することを要しない。

4 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

5 債権者が第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該吸収合併を承認したものとみなす。

6 債権者が異議を述べたときは、吸収合併存続法人は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三節 新設合併

（新設合併）

第百十二条 設立団体がその設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との新設合併（二以上の地方独立行政法人がする合併であつて、合併により消滅する地方独立行政法人の権利及び義務の全部を合併により設立する地方独立行政法人に承継させるものをいう。以下この章において同じ。）をしようとする場合には、新設合併に係る地方独立行政法人の設立団体（以下この節において「関係設立団体」という。）は、協議により次に掲げる事項を定め、第七条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

一 新設合併により消滅する地方独立行政法人（以下この章において「新設合併消滅法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地

二 新設合併により設立する地方独立行政法人（以下この章において「新設合併設立法人」という。）の定款

2 前項の場合においては、関係設立団体の長は、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の協議については、関係設立団体の議会の議決を経なければならない。

4 第二項及び前項の場合において、関係設立団体が一体であるときは、当該関係設立団体がその議会の議決を経て第一項に掲げる事項を定めるものとする。

5 第一項の規定により関係設立団体が定めたる新設合併設立法人の定款については、第三項又は前項の規定による関係設立団体の議会の議決があつたことをもって第七条の規定による新設合併設立法人の設立団体の議会の議決があつたものとみなし、第一項の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたことをもって同条の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたものとみなす。

（新設合併の効力の発生）

第百十三条 前条第一項の認可があつた場合には、新設合併設立法人は、その成立の日、新設合併消滅法人の権利及び義務を承継する。

（新設合併消滅法人の債権者の異議）

第百十四条 第百十二条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めるときは、新設合併消滅法人は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類（次項において「新設合併に関する書類」という。）を作成し、かつ、当該新設合併消滅法人の債権者（次項、第五項及び第六項において「債権者」という。）の閲覧に供するため、新設合併設立法人の成立の日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

一 新設合併をする旨

二 他の新設合併消滅法人及び新設合併設立法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 新設合併消滅法人の財務諸表に関する事項として総務省令で定める事項

2 新設合併消滅法人は、前項の規定により新設合併に関する書類をその事務所に備え置くまでに、債権者に対し、異議があれば当該新設合併に関する書類を備え置いた日から一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、新設合併消滅法人による各別の催告は、することを要しない。

4 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

5 債権者が第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該新設合併を承認したものとみなす。

6 債権者が異議を述べたときは、新設合併消滅法人は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第四節 合併に伴う措置

（職員の引継ぎ等）

第百十五条 吸収合併が効力を生ずる際に吸収合併消滅法人（特定地方独立行政法人に限る。）の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、効力発生日において、吸収合併存続法人の相当の職員となるものとする。

2 新設合併設立法人の成立の際現に新設合併消滅法人（特定地方独立行政法人に限る。）の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、その成立の日において、新設合併設立法人の相当の職員となるものとする。

第百十六条 合併により吸収合併存続法人（一般地方独立行政法人に限る。以下この条において同じ。）又は新設合併設立法人（一般地方独立行政法人に限る。以下この条において同じ。）の職員となつた者（地方公共団体を任命権者の要請に応じ地方公務員法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職した者又は特定地方独立行政法人を任命権者の要請に応じ第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職した者に限る。）に対する同法第二十九条第二項（第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、当該吸収合併存続法人又は新設合併設立法人の職員を同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等とみなす。

第百十七条 合併後の法人（吸収合併存続法人又は新設合併設立法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、合併により当該合併後の法人の職員となつた者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の合併前の法人（吸収合併消滅法人又は新設合併消滅法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）の職員としての引き続きいた在職期間（合併前の法人が移行型地方独立行政法人であつて当該合併前の法人の職員として退職したものとしたならば第六十一条本文の規定の適用を受けることとなる者にあつては、当該合併前の法人を設立した地方公共団体の職員及び当該合併前の法人の職員としての引き続きいた在職期間、合併前の法人が定款変更後の法人であつて当該合併前の法人の職員として退職したものとしたならば第六十七条の五

して退職したものとしたならば第六十七条の四本文の規定の適用を受けることとなる者にあつては、同条本文の規定により当該合併前の法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとされる在職期間及び当該合併前の法人の職員としての引き続きいた在職期間、合併前の法人が過去の合併における合併後の法人であつて当該合併前の法人の職員として退職したものとしたならばこの条本文の規定の適用を受けることとなる者にあつては、この条本文の規定により当該合併前の法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとされる在職期間及び当該合併前の法人の職員としての引き続きいた在職期間）を当該合併後の法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が当該合併前の法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

第百十八条 合併後の法人は、効力発生日又は新設合併設立法人の成立の日前日に合併前の法人の職員として在職し、合併により当該合併後の法人の職員となつた者のうち当該効力発生日又は新設合併設立法人の成立の日から雇用保険法による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該合併後の法人を退職したものであつて、その退職した日まで当該合併前の法人の職員として在職したものとしたならば第六十二条第一項本文、第六十七条の五第一項本文又はこの項本文の規定による退職

手当の支給を受けることができるものに対し
ては、これらの規定により退職手当として支
給するものとされる額を退職手当として支給
するものとする。ただし、その者が当該合併
前の法人を退職したことにより退職手当の支
給を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、国家公務員退職手当法第十
条の規定に相当する退職手当の支給の基準
(第五十一条第二項又は第五十七条第二項に
規定する基準のうち退職手当の支給に係るも
のをいう。)の規定による退職手当の支給を受
ける合併後の法人の職員については、適用し
ない。

(吸収合併消滅法人の最終事業年度の業務の
実績に関する評価等)

第百十九条 吸収合併消滅法人の効力発生日の
前日を含む事業年度(以下この条において「最
終事業年度」という。)は、第三十二条第一項
の規定にかかわらず、同日に終わるものとす
る。

2 吸収合併消滅法人の最終事業年度における
業務の実績についての第二十八条第一項の規
定による評価は、吸収合併存続法人が受ける
ものとする。この場合において、同条第三項
の規定による通知及び勧告は、当該吸収合併
存続法人に対してなされるものとする。

3 吸収合併消滅法人の効力発生日の前日を含
む中期目標の期間に係る第二十九条第一項の
規定による事業報告書の提出及び公表は、同
日において吸収合併消滅法人の中期目標の期
間が終了したものととして、吸収合併存続法人
が行うものとする。

4 吸収合併消滅法人の効力発生日の前日を含
む中期目標の期間における業務の実績につい
ての第三十条第一項の規定による評価は、同
日において吸収合併消滅法人の中期目標の期
間が終了したものととして、吸収合併存続法人
が受けるものとする。

5 吸収合併消滅法人の最終事業年度に係る第

三十四条及び第三十五条の規定により財務諸
表等に関し地方独立行政法人が行わなければ
ならないとされる行為は、吸収合併存続法人
が行うものとする。

6 吸収合併消滅法人の最終事業年度における
第四十条第一項及び第二項の規定による利益
及び損失の処理に係る業務は、吸収合併存続
法人が行うものとする。

7 前項の規定による処理において、第四十条
第一項又は第二項の規定による整理を行った
後、同条第一項の規定による積立金があると
きは、当該積立金の処分は、効力発生日の前
日において吸収合併消滅法人の中期目標の期
間が終了したものととして、吸収合併存続法人
が行うものとする。この場合において、同条
第四項中「当該中期目標の期間の次の」とあ
るのは「吸収合併存続法人の効力発生日を含
む」と、「当該次の中期目標」とあるのは「当
該中期目標」とする。

(新設合併消滅法人の最終事業年度の業務の
実績に関する評価等)

第百二十条 新設合併消滅法人の新設合併設立
法人の成立の日の前日を含む事業年度(以下
この条において「最終事業年度」という。)は、
第三十二条第一項の規定にかかわらず、同日
に終わるものとする。

2 新設合併消滅法人の最終事業年度における
業務の実績についての第二十八条第一項の規
定による評価は、新設合併設立法人が受ける
ものとする。この場合において、同条第三項
の規定による通知及び勧告は、当該新設合併
設立法人に対してなされるものとする。

3 新設合併消滅法人の新設合併設立法人の成
立の日の前日を含む中期目標の期間に係る第
二十九条第一項の規定による事業報告書の提
出及び公表は、同日において新設合併消滅法
人の中期目標の期間が終了したものととして、
新設合併設立法人が行うものとする。

4 新設合併消滅法人の新設合併設立法人の成

立の日の前日を含む中期目標の期間における
業務の実績についての第三十条第一項の規定
による評価は、同日において新設合併消滅法
人の中期目標の期間が終了したものととして、
新設合併設立法人が受けるものとする。

5 新設合併消滅法人の最終事業年度に係る第
三十四条及び第三十五条の規定により財務諸
表等に関し地方独立行政法人が行わなければ
ならないとされる行為は、新設合併設立法人
が行うものとする。

6 新設合併消滅法人の最終事業年度における
第四十条第一項及び第二項の規定による利益
及び損失の処理に係る業務は、新設合併設立
法人が行うものとする。

7 前項の規定による処理において、第四十条
第一項又は第二項の規定による整理を行った
後、同条第一項の規定による積立金があると
きは、当該積立金の処分は、新設合併設立法
人の成立の日の前日において新設合併消滅法
人の中期目標の期間が終了したものととして、
新設合併設立法人が行うものとする。この場
合において、同条第四項中「当該中期目標の
期間の次の」とあるのは「新設合併設立法人
の成立の日から始まる」と、「当該次の中期
目標」とあるのは「当該中期目標」とする。

第三章 文部科学省関係
(社会教育法の一部改正)

第十五条 社会教育法(昭和二十四年法律第二
十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条の見出し中「構成」を「設置」に改
め、同条第二項中「学校教育及び社会教育の
関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者
並びに学識経験のある者の中から」を削る。

第十八条の見出し中「定数等」を「委嘱の基
準等」に改め、同条中「定数、任期その他」を
「委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委
員に関し」に改め、同条に後段として次のよう
に加える。

この場合において、社会教育委員の委嘱の

基準については、文部科学省令で定める基準
を参酌するものとする。

(私立学校法の一部改正)

第十六条 私立学校法(昭和二十四年法律第二
十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「十人以上二十人以上におい
て」を削る。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の
一部改正)

第十七条 地方教育行政の組織及び運営に関す
る法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部
を次のように改正する。

第十九条第八項中「指定し、これを公表する」
を「指定する」に改める。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関
する法律の一部改正)

第十八条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措
置に関する法律(昭和三十八年法律第八十二
号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「二十人以上以内において」を
削る。

第四章 厚生労働省関係
(労働関係調整法の一部改正)

第十九条 労働関係調整法(昭和二十一年法律
第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「仲裁委員三人から成る」を「三
人以上の奇数の仲裁委員をもつて組織される」
に、「行ふ」を「行う」に改める。

第三十一条の四第二項中「二人以上」を「の
過半数」に改める。

(児童福祉法の一部改正)

第二十条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六
十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項を次のように改める。

児童福祉審議会の委員は、児童又は知的障
害者の福祉に関する事業に従事する者及び学
識経験のある者のうちから、都道府県知事又
は市町村長が任命する。

第九条第三項中「委員及び」及び「、それぞ

れこれを」を削る。

(食品衛生法の一部改正)

第二十一条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第三項中「ものとす」を「ともに、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長(以下「都道府県知事等」という。)に通知しなければならない」に改める。

第二十四條第一項中「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長(以下「都道府県知事等」という。）」を「都道府県知事等」に改める。

(民生委員法の一部改正)

第二十二條 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中「に従い、都道府県知事が」を「を参酌して」に、「その区域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。）」の意見をきいて、これを」を「都道府県の条例で」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により条例を制定する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。）」の意見を聴くものとする。

第五條第二項中「前項の都道府県知事の推薦」を「都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつて」に、「について」を「について行うものとする。この場合において」に、「聴いてこれを行う」を「聴くよう努めるものとする」に改める。

第八條第二項中「であつて、次の各号に掲げるもの」及び「それぞれ二人以内を」を削り、同項各号を削る。

(医師法の一部改正)

第二十三條 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第七條第八項中「当該処分決定について意見の記載した意見書を作成し」及び「添えて」を削り、同項に後段として次のように加える。

る。

この場合において、当該処分決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

第七條第九項中「かんがみ」を「鑑み」に、「前項」を「前項前段」に、「意見書」を「調査及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書」に改め、同条第十五項中「当該処分決定についての意見を記載した」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

(歯科医師法の一部改正)

第二十四條 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第七條第八項中「当該処分決定について意見を記載した意見書を作成し」及び「添えて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

第七條第九項中「かんがみ」を「鑑み」に、「前項」を「前項前段」に、「意見書」を「調査及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書」に改め、同条第十五項中「当該処分決定についての意見を記載した」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

(保健師助産師看護師法の一部改正)

第二十五條 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十五條第六項中「当該処分決定について

ての意見を記載した意見書を作成し」及び「添えて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

第十五條第七項中「かんがみ」を「鑑み」に、「前項」を「前項前段」に、「意見書」を「調査及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書」に改め、同条第十三項中「当該処分決定についての意見を記載した」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

(クリーニング業法の一部改正)

第二十六條 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第七條の五第一項中「その旨を厚生労働大臣に報告するとともに」を削る。

第七條の十六第二項中「厚生労働大臣に報告するとともに」を削る。

(社会福祉法の一部改正)

第二十七條 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第八條を次のように改める。

(委員)

第八條 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

第九條の見出しを「(臨時委員)」に改め、同条中「委員及び」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

第十二條第二項中「第八條第一項中「三十人以内」とあるのは「五十人以内」とを削り、「児童福祉」を、「児童福祉」に、「読み替えるものとする」を「とす」に改める。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第二十八條 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十八條の十三第三項を削り、同条第四項中「委員」を「麻薬中毒審査会の委員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

(あへん法の一部改正)

第二十九條 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條第四項中「行い」の下に「意見があるときはその」を加え、「附して」を「付して」に改める。

(安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部改正)

第三十條 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「定める」を「定め、都道府県にその写しを送付する」に改める。

(薬事法の一部改正)

第三十一條 薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「第十條」の下に「(第四十條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十九條第二項中「都道府県知事」の下に「(その営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三十九條の三第一項において同じ。）」を加える。

第六十九條第二項中「又は店舗販売業」を、「店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。）」の

号から第七号までのいずれかに該当する者であるとき。

第七十九条に次の一項を加える。

3 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

第八十一条第一項中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣が」を「都道府県の条例で」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準」を「厚生労働省令で定める基準」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定居宅介護支援の事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第八十二条の二中「第八十一条第四項」を「第八十一条第五項」に改める。

第八十三条の二第一項第一号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第三号中「第八十一条第四項」を「第八十一条第五項」に改める。

第八十四条第一項第一号中「第七十九条第二項第四号、第四号の二又は第八号（ハ）に該当する者が」を「第七十九条第二項第三号の二から第四号の二まで、第八号（同項第四号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第九号（同項第四号の三に該当する者で」に改め、同項第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の

条例」に改め、同項第四号中「第八十一条第五項」を「第八十一条第六項」に改める。

第八十六条第二項第七号ハ中「保険料等」を「この法律、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハにおいて「保険料等」という。）」に改め、「全て」の下に「（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料等に限る。）」を加える。

第百十五条の二十二第二項第一号中「法人」を「市町村の条例で定める者」に改め、同項第二号中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第百十五条の二十二第二項第五号中「経過しない者」の下に「（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）」を加え、同項第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三 第六号に規定する期間内に第百十五条の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日

から起算して五年を経過しないものであるとき。

第百十五条の二十二第二項第八号を次のように改める。

八 申請者が、法人で、その役員等のうちに第三号の二から第五号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

第百十五条の二十二第二項に次の一号を加える。

九 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第三号の二から第五号まで又は第六号から第七号までのいずれかに該当する者であるとき。

第百十五条の二十二第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

第百十五条の二十四第一項中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣が」を「市町村の条例で」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準」を「厚生労働省令で定める基準」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定介護予防支援の事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確

保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第百十五条の二十六中「第百十五条の二十四第四項」を「第百十五条の二十四第五項」に改める。

第百十五条の二十八第一項第一号中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に改め、同項第三号中「第百十五条の二十四第四項」を「第百十五条の二十四第五項」に改める。

第百十五条の二十九第一号中「第百十五条の二十二第二項第四号、第四号の二又は第八号（ハ）に該当する者が」を「第百十五条の二十二第二項第三号の二から第四号の二まで、第八号（同項第四号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第九号（同項第四号の三に該当する者で」に改め、同条第二号中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に改め、同条第四号中「第百十五条の二十四第五項」を「第百十五条の二十四第六項」に改める。

第百十五条の三十二第一項中「第八十一条第五項」を「第八十一条第六項」に、「第百十五条の二十四第五項」を「第百十五条の二十四第六項」に改める。

第百十五条の四十六第四項中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に改め、同条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

第百十五条の四十七第三項中「前条第五項及び第六項」を「前条第六項及び第七項」に改める。

第百八十九条第二項中「三人」を「者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の合議体を構成する委員の定数は、都

道府県の条例で定める数とする。

第二百五条第二項中「第百十五條の四十六第六項」を「第百十五條の四十六第七項」に改める。

第二百九条第二号中「第四十七條第三項」を「第四十七條第四項」に、「第五十九條第三項」を「第五十九條第四項」に改める。

第五章 農林水産省関係

(農業協同組合法の一部改正)

第三十七條 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第六十條第二項を削る。

第六十四條第三項、第六十五條第三項及び第九十八條の第三号中「第六十條第一項」を「第六十條」に改める。

(漁業法の一部改正)

第三十八條 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第八十五條第三項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「の中から都道府県知事が選任した者四人（前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、三人）」を削り、「二人」を「六人」に、「一人」を「四人」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第三十九條 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十條の二第二項中「政令で定める基準に従い」を「農家数又は農地面積を考慮し」に改める。

(森林法の一部改正)

第四十條 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第六條第五項中「ときは」の下に、「前条第三項に規定する事項を除き」を加え、「前条第二項第二号」を「同条第二項第二号」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 都道府県知事は、地域森林計画に前条第三

項に規定する事項を定め、又は当該事項に係る地域森林計画の変更をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に届け出なければならない。

第七十條第一項中「十五人以内で」を「をもつて」に改める。

(家畜取引法の一部改正)

第四十一條 家畜取引法（昭和三十一年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一條第二項中「報告しなければ」を「報告するよう努めなければ」に改める。

(野菜生産出荷安定法の一部改正)

第四十二條 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「たて、これを農林水産大臣に提出しなければ」を「たてなければ」に改め、同条第六項中「遅滞なく」の下に、「これを農林水産大臣に提出するとともに」を加える。

第九條第一項中「届け出なければ」を「届出るよう努めなければ」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「遅滞なく、これを農林水産大臣に提出するとともに」とあるのは、「遅滞なく」と読み替えるものとする。

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)

第四十三條 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十五條の二第三項中「これに意見を付して、これを」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該市町村長は、当該申請書に意見を付すことができる。

(卸売市場法の一部改正)

第四十四條 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中、「申請者が当該中央卸売市場において卸売の業務を行なうことについて

の意見を附して」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該開設者は、申請者が当該中央卸売市場において卸売の業務を行うことについての意見を付すことができる。

第五十八條第三項を次のように改める。

3 前項の地方卸売市場を開設する者は、第一項の許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、申請者が当該地方卸売市場において卸売の業務を行うことについての意見を付して、その申請書を都道府県知事に進達しなければならない。

(農業経営基盤強化促進法の一部改正)

第四十五條 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第八項中「公告しなければ」を「公告するよう努めなければ」に改める。

第三十七條中「第六條第六項」を「第六條第五項」に改め、「地方自治法」の下に「昭和二十二年法律第六十七号」を加える。

第六章 経済産業省関係

(火薬類取締法の一部改正)

第四十六條 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一條の三第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

(高圧ガス保安法の一部改正)

第四十七條 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一條の二第三項を削り、同条第四項中「都道府県知事」の下に「（前条第二項の規定による経済産業大臣の権限に属する事務を第七十八條の四の規定に基づく政令の規定により行うこととされている都道府県知事を含む。第五十八條の六第二項、第五十九條の三十の二第二項及び第七十四條の二第二項において同じ。）」を加え、同項を同条第三項とする。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化

に関する法律の一部改正)

第四十八條 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十八條の六第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

(伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部改正)

第四十九條 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の振興計画を受理し、経済産業大臣に送付するときは、当該振興計画に關し意見を付すことができる。

第七章 国土交通省関係

(建設業法の一部改正)

第五十條 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二十五條の二第一項中「十五人以内」を削り、「組織する」を「組織し、中央審査会の委員の定数は、十五人以内とする」に改める。

第二十九條の五第四項を次のように改める。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者監督処分簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

(水防法の一部改正)

第五十一條 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第八條第三項中「会長一人及び委員十五人以内で」を「会長及び委員をもつて」に改める。

第三十四條第三項中「会長一人及び委員二十五人以内で」を「会長及び委員をもつて」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第五十二條 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第七十二條第二項中「これに対する意見及び前項」を「同項」に改め、同項に後段として次

のように加える。

この場合において、当該市町村の長は、当該建築協定書の内容について意見があるときは、その意見を付さなければならぬ。

第七十九条第一項中「又は七人をもつて」を「以上をもつて」に改める。
第九十七条の五第二項中「添える」を「付する」に改める。

(建築士法の一部改正)

第五十三条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「それぞれ」及び「十人以上」を削り、「組織する」を「組織し、中央建築士審査会の委員の定数は、十人以上とする」に改める。

(港湾法の一部改正)

第五十四条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項を削る。

第四十九条中「公表するとともに、その写しを国土交通大臣に提出しなければ」を「公表しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、港務局に対し、前項の報告の写しの提出を求めることができる。

第五十条の三第三項を次のように改める。

3 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、港務局に対し、その加入する第一項の協議会の設置の有無について報告を求め、及び当該協議会が設置された場合には、その規約の提出を求めることができる。

(国土調査法の一部改正)

第五十五条 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「公示しなければ」を「これを公表するよう努めなければ」に改める。

第六条の三第五項中「公示する」を「これを公表するよう努める」に改める。

第六条の四第一項中「前条第五項」を「前条

第二項」に、「公示された」を「定められた」に、「基づく」を「基づく」に改める。
第三十一条第二項中「通知しなければ」を「通知するよう努めなければ」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第五十六条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「報告し、国土交通大臣の要求があつた場合においては、事業の認定に関する書類の写を送付しなければ」を「報告しなければ」に改める。

(宅地造成等規制法の一部改正)

第五十七条 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条―第二十六条」を「第二十四条・第二十五条」に、「第二十七条―第三十一条」を「第二十六条―第三十条」に改める。
第三条第三項中「国土交通大臣に報告し、かつ」を削る。

第二十五条を削り、第二十六条を第二十五条とし、第七章中第二十七条を第二十六条とし、第二十八条から第三十一条までを一条ずつ繰り上げる。

(地方住宅供給公社法の一部改正)

第五十八条 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「意見を附して」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、都道府県知事又は市長は、当該書類の内容について意見があるときは、その意見を付さなければならぬ。

(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正)

第五十九条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その」を「前項の場

合において、都道府県知事は、同項の申請書の内容について意見があるときはその」に改め、同条第三項中「前項の書類」を「第一項の申請書」に改める。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第六十条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

(都市計画法の一部改正)

第六十一条 都市計画法(昭和四十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「国土交通大臣及び」を削る。

第二十一条第一項中「あつては国土交通大臣」を「あつては関係市町村長」に改め、「関係都府県知事」の下に「及び関係市町村長」と、「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣及び都府県知事」を加える。

第七十八条第二項中「又は七人」を「以上」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第六十二条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二百二十九条中「組合又は再開発会社を」を「又は組合を」に改める。

第二百三十七条中「及び第七条の九又は第十一条」を削る。

(地方道路公社法の一部改正)

第六十三条 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「意見を附して」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、都道府県知事又は市長は、当該書類の内容について意見があるときは、その意見を付さなければならぬ。

(新都市基盤整備法の一部改正)

第六十四条 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「三人以上」を削る。

(国土利用計画法の一部改正)

第六十五条 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「聴くとともに、当該都道府県の議会の議決を経なければ」を「聴かなければ」に改める。

第八条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第三項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とする。

第十五条第二項中「その意見を付して」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村長は、当該申請書の内容について意見があるときは、その意見を付さなければならぬ。

第三十九条第三項中「七人」を「五人以上」に改める。

(幹線道路の沿道の整備に関する法律の一部改正)

第六十六条 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第六号中「第十条の四第一項」を「第十条の四」に改める。

第十条の四第二項を削る。

第十条の五中「前条第一項」を「前条」に改める。

第十条の六及び第十条の七中「第十条の四第一項」を「第十条の四」に改める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第六十七条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第六号中「第三十六条第一項」を「第三十六条」に改める。

第三十六條第二項を削る。 第三十七條中「前条第一項」を「前条」に改める。 第三十八條中「第三十六條第一項」を「第三十六條」に改める。 第百八十七條第三項中「から二十人までの範囲内において」を「以上であつて」に改める。 （大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正） 第六十八條 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。 第二十一條第三項中「報告し、国土交通大臣の要求があつた場合においては、使用の認可に関する書類の写しを送付しなければ」を「報告しなければ」に改める。 （高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正） 第六十九條 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。 第三十五條第五項を削り、同条第六項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とする。 （地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正） 第七十條 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。 第九條第二項、第十四條第二項、第十九條第二項及び第二十二條第二項中「意見」を「意見があるときは当該意見」に改める。 第八章 環境省関係 （自然公園法の一部改正） 第七十一條 自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。 第四十九條第二項及び第四項並びに第五十三條第二項中「それぞれ官報又は都道府県の公報で」を削る。	（公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正） 第七十二條 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百一十号）の一部を次のように改正する。 第四十五條第一項を削り、同条第二項中「委員」を「公害健康被害認定審査会」に改め、「任命する」の下に「委員をもつて組織する」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とする。 第百四十五條中「第四十五條第三項」を「第四十五條第二項」に改める。 （浄化槽法の一部改正） 第七十三條 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。 第五十七條第二項中「当該都道府県の公報に」を削る。 （鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正） 第七十四條 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。 第三條第四項中「公表しなければ」を「公表するとともに、都道府県知事に通知しなければ」に改める。 第二十九條第四項中「届け出なければ」を「環境大臣に届け出なければ」に、「協議しなければ」を「特別保護地区の存続期間の終了後引き続き当該特別保護地区の区域と同一の区域を特別保護地区として指定する場合又は特別保護地区の存続期間を延長する場合にあっては環境大臣に届け出、これら以外の場合にあっては環境大臣に協議しなければ」に改め、同条第六項中「拡張し、又は存続期間を延長する」を「拡張する」に改める。 附 則 第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第四十條（次号に掲げる改正規定を除く。）、第五十條（同号に掲げる改正規定を除く。）、第五十四條（港灣法第五十條の三第三項の改正規定を除く。）、第五十七條及び第七十四條（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に伴う措置（第五十九條―第六十七條）を「第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七條の二―第六十七條の七）」に改める部分に限る。）、同法	第三條第四項の改正規定を除く。）の規定並びに附則第八條及び第九條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日 二 第一條、第五條、第七條（消防組織法第十五條の改正規定に限る。）、第九條、第十條、第十四條（地方独立行政法人法目次の改正規定（第六條 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九條―第六十七條）を「第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七條の二―第六十七條の七）」に改める部分に限る。）、同法 第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置 第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七條の二―第六十七條の七）」に改める部分に限る。）、同法 第八條、第五十五條及び第五十九條第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五條、第二十二條（民生委員法第四條の改正規定に限る。）、第三十六條、第四十條（森林法第七十條第一項の改正規定に限る。）、第五十條（建設業法第二十五條の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一條、第五十二條（建築基準法第七十九條第一項の改正規定に限る。）、第五十三條、第六十一條（都市計画法第七十八條第二項の改正規定に限る。）、第六十二條、第六十五條（国土利用計画法第十五條第二項の改正規定を除く。）及び第七十二條の規定並びに次条、附則第三條第二項、第四條、第六條第二項及び第三項、第十三條、第十四條（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第百四十一條の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一條の四に係る部分に限る。）、第十六條並びに第十八條の規定 平成二十六年四月一日 三 第三十一條の規定及び附則第五條の規定 平成二十七年四月一日 （消防組織法の一部改正に伴う経過措置） 第二條 第七條の規定（消防組織法第十五條の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第七條の規定による改正後の消防組織法第十五條第二項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、消防長及び消防署長の資格については、なお従前の例による。 （地方独立行政法人法の一部改正に伴う経過措置） 第三條 この法律の施行の日から附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日前日までの間における第十四條の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の地方独立行政法人法第六十七條の四の規定の適用については、同条中「在職期間、定款変更前の法人が第百十七條に規定する合併後の法人であつて当該定款変更前の法人の職員として退職したものとしたならば同条本文の規定の適用を受けることとなる者にあつては、同条本文の規定により当該定款変更前の法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとされる在職期間及び当該定款変更前の法人の職員としての引き続き在職期間」とあるのは、「在職期間」とする。 2 第十四條の規定（附則第一條第二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）の施行の際現に第十四條の規定による改正前の地方独立行政法人法第二十六條第一項の規定による認可を受けている中期計画については、なお従前の例による。
---	--	--

(民生委員法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二十二條の規定(民生委員法第四條の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない期間内に於いて、第二十二條の規定による改正後の民生委員法第四條第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項の民生委員の定数については、なお従前の例による。

(薬事法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第三十一條の規定の施行前に同条の規定による改正前の薬事法(以下この条において「旧薬事法」という。)の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は第三十一條の規定の施行の際現に旧薬事法の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、同条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正後の薬事法(以下この条において「新薬事法」という。)の適用については、新薬事法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 第三十一條の規定の施行前に旧薬事法の規定により都道府県知事に対し報告その他の手続を

しなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新薬事法の相当規定により地域保健法(昭和二十二年法律第一〇号)第五條第一項の規定に基づく政令で定める市の市長又は特別区の区長に対して報告その他の手続をしなければならないものとして、新薬事法の規定を適用する。

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 厚生労働大臣は、第三十六條の規定による改正後の介護保険法(以下この条及び附則第十八條において「新介護保険法」という。)第八十一條第三項及び第百十五條の二十四第三項の厚生労働省令で定める基準を定めようとするときは、第三十六條の規定の施行の日以前においても社会保障審議会の意見を聴くことができる。

2 第三十六條の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、次の表の上欄に掲げる規定に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同表の下欄に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準とみなす。

新介護保険法第四十七條第一項第一号	同条第二項
新介護保険法第五十九條第一項第一号	同条第二項
新介護保険法第七十九條第二項第一号	同条第三項
新介護保険法第八十一條第一項及び第二項	同条第三項
新介護保険法第百十五條の二十二第二項第一号	同条第三項
新介護保険法第百十五條の二十四第一項及び第二項	同条第三項
新介護保険法第百十五條の四十六第四項	同条第五項

3 第三十六條の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第

百八十九條第三項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項の合議

体を構成する委員の定数は、三人とする。

(農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七條 第三十九條の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第十條の二第二項の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される農業委員会の選挙による委員の選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を告示された農業委員会の選挙による委員の選挙については、なお従前の例による。

(森林法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 第四十條の規定(森林法第七十條第一項の改正規定を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現に第四十條の規定による改正前の森林法第六條第五項の規定により都道府県知事がしている協議の申出(同法第五條第三項に規定する事項に係る部分に限る。)は、第四十條の規定による改正後の森林法第六條第六項の規定によりされた届出とみなす。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九條 第七十四條の規定(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三條第四項の改正規定を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現に第七十四條の規定による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九條第四項において読み替えて準用する同法第十二條第四項の規定により都道府県知事がしている協議の申出(特別保護地区の存続期間の終了後引き続き当該特別保護地区の区域と同一の区域を特別保護地区として指定する場合又は特別保護地区の存続期間を延長する場合に限る。)は、第七十四條の規定による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九條第四項において読み替えて準用する同法第十二條第四項の規定によりされた届出とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第十二條 特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第三項中「第三十一條の四中、仲裁委員二人以上」とあるのは「仲裁委員の過半数」とを削り、「第三十一條の五」を「同法第三十一條の五」に、「委員」を「委員」に改める。

(災害対策基本法等の一部改正)

第十三條 次に掲げる法律の規定中「第九十一條第一項」を「第百二十四條第一項」に改める。

一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二十二号)第三十條第二項

二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百五十二條第二項

三 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第四十三條

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十四條 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第百四十一條の二中「第九章」を「第百三十八條」に改め、同条の次に次の二條を加える。

(定款変更一般地方独立行政法人の役職員に係る特例)

第百四十一條の三 定款変更一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第六十七條の二に規定する定款変更後の一般地方独立行政法人をいう。以下この条及び第百四十四條の三第一項第十一号において同じ。)の役職員(同法第十二條に規定する役員及び定款変更一般地

方独立行政法人に使用され、定款変更一般地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。）のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者（地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第四項中「特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人（第百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百三十八条及び第百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「特定地方独立行政法人」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人」とする。 （職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員に係る特例） 第百四十一条の四 職員引継等合併一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第百十二条第一項に規定する新設合併により設立された地方独立行政法人であつて、前二条又はこの条の規定によりその役職員（同法第十二条に規定する役員及び当該地方独立行政法人に使用される、当該地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。以下この条において同じ。）のうち常時勤務することを要しない者及び臨時	に使用される者以外の者（地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。以下この条において同じ。）が職員とみなされる地方独立行政法人のみを同項第一号に規定する新設合併消滅法人とするものをいう。以下この条及び第百四十四条の三第一項第十一号において同じ。）の役職員のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第四項中「特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人（第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）と、「組合の組合員」とあるのは「組合（職員引継等合併一般地方独立行政法人が公立大学法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）である場合には、公立学校共済組合）の組合員」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百三十八条及び第百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人」とする。 第百四十四条の三第一項第十一号中「職員引継一般地方独立行政法人」の下に、「定款変更	一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人」を加える。 附則第十四条の四第四項中「職員引継一般地方独立行政法人」の下に、「第百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人、第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人」を加える。 （地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置） 第十五条 この法律の施行の日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間ににおける前条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の地方公務員等共済組合法第百四十四条の三及び附則第十四条の四の規定の適用については、同法第百四十四条の三第一項第十一号中、「定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人」とあるのは「及び定款変更一般地方独立行政法人」と、同法附則第十四条の四第四項中、「第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人若しくは」とあるのは「若しくは」とする。 （地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律の一部改正） 第十六条 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。 第八条第三項中「第九十条第四項」を「第百二十三条第四項」に改める。 （被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正） 第十七条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。 第三条中地方公務員等共済組合法第百四十一条の三の改正規定の次に次のように加える。 第百四十一条の四中「と、「組合の」を」と、	「同法第六条第三項」とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項」と、「組合の」に、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを「第六章」に改める。 第三条のうち地方公務員等共済組合法附則第十四条の三から第十四条の五までの改正規定（同法附則第十四条の三第三項に係る部分に限る。）中「定款変更一般地方独立行政法人」の下に、「第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人」を加える。 （検討） 第十八条 政府は、新介護保険法第四十七条、第五十九条、第七十九条、第八十一条、第百五十五条の二十二、第百五十五条の二十四及び第百五十五条の四十六の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、都道府県の権限の市又は特別区への移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正する等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
--	---	--	--